

第2章 発足期の熊本大学

第1節 大学機構の整備

1 運営組織の成立と規則の制定

(1) 大学運営組織の形成

新制大学の設置とともに検討されたのが、大学の管理運営方法であった¹。1948(昭和23)年7月、文部省は連合国軍総司令部民間情報教育局(CIE)の命令により立案・翻訳した「大学法試案要項」を発表した。試案では大学の管理に関する決定権を有するものとして大学管理委員会を設定し、この委員会は、文部大臣が国会の承認を得て任命する国家代表(3名)、県議会の承認を経て県知事が任命する都道府県代表(3名)、同窓会代表(3名)、教授会代表(3名)、当該大学学長(1名)の13名で構成されるものとした。委員会は、学長・学部長・教職員の任免権をはじめとし、財政運用等に関わる一切の権限を与えられるものとなっていた。試案では、各大学の管理について地域の意見が取り入れられるような仕組みになっていたが、これは米国の州立大学理事会をモデルにして作成されたものであった。

これに対して意見を求められた教育刷新委員会や国立大学総長会議は、①各大学の管理委員会に相当するものとして商議会を設置し学外者も構成員とするが、それは決議機関ではなく勧告機関とする、②大学に教授会及び評議会を置き運営の実質的な中心機関とするといった修正案的構想をまとめた。一方、全日本学生自治会総連合(全学連)や日本教職員組合(日教組)等の団体は、大学自治の伝統を破壊するものとして反対活動を展開した。こうした状況から1949(昭和24)年、文部省は大学法案の白紙還元を決定した。

同年9月、これに代わるものの検討のため、各界代表による大学管理法起草協議会が発足した。協議会は教育各団体の推薦委員と学識経験者委員の20名で組織され、大学の管理のあり方が改めて議論された。同協議会による国立大学管理法・公立大学管理法及び両法の施行に伴う関係法規の整備案は1951(昭和26)年3月1日に国会に提出されたが成立せず、その後8月と10月の国会で継続審議となったものの結局廃案となった。

また大学管理法起草協議会が発足した1949(昭和24)年9月には、大学管理法案に関して全国新制大学学長会議が開催されており、熊本大学からは鰐淵健之学長事務取扱が参加した。当時、大学管理法案については文部省試案、教育刷新委員会試案、旧帝大と官立大学の総長及び学長会で作った試案の3案があったが、国立大学学長会議は第3の案を支持することに決めた。その内容は、中央に国立大学委員会を、地方に大学審議会を置き、地方の審議会は一般代表、教授代表と学長からなる11~21名の範囲内で構成しようとするもので、中央の委員会の承認を経て各大学が決めることになっていた。大学側としては大学運営の中心はあくまで教授会にあるとの見地であり、大学の自治を極力主張しようということに意見の一致を見たという²。

では、全体としての方針が定まらない中で、熊本大学ではどのように管理運営を行おうとしたのかというと、まず最初に協議会(協議委員会)規程が検討されたようである³。こ

の件は、1949（昭和24）年6月30日に開かれた熊本総合大学設立準備委員会の人事委員会において初めて議論された。準備委員会人事委員会では、協議会が成立するまでは当面の緊急事項は学部長のみをもって処理することが決まった。なお、既に6月中には学部長会議が発足しており、準備委員会人事委員会に先立って本部課長及び学部事務長の審議も行われていたが、学部長会議で決したものを準備委員会人事委員会で承認するという手続きがとられていたため、当時の学部長会議には決定権はなかったものと思われる。

しかし、上記準備委員会人事委員会で審議された協議会規程に対しては、第五高等学校教授会からの反対意見が寄せられたようで、7月4日開催の学部長会議でこの件が取り上げられている。ここで鰐淵学長事務取扱・河瀬嘉一法文学部長事務取扱と五高教授とが懇談することとなり、その結果をもって6日に開催された学部長会議において、①この時点ではまだ教員の発令も行われていない状態であるため、学部教授の発令があり協議会が完全に成立するまでは、学長・学部長・各学部関係の教官2名及び事務局長・厚生補導部長をもって組織する委員を協議会に代え、緊急事項は各学部長のみにて処理すること、②学部教授発令を早急に進めることが申し合わされた。

この申し合わせに基づき、13日に熊本大学協議委員会の初会合が開かれた。委員会では、今後の会議の開き方や会議時間、要項の作成等の会議に関する諸件のほか、入学試験の件や厚生補導部長の件、一般教養に関する研究協議会、教官定員調等が議事に付された。しかし協議委員会の具体的な規則が決まっていなかったため、8月2日に開かれた協議委員会において再度委員会規程の審議を行い、次のように「熊本大学協議委員会規程」を決定した。

熊本大学協議委員会規程

- 第一条 熊本大学の運営に関する諸般の事項を協議する機関として熊本大学協議委員会（以下協議委員会と呼ぶ）を設ける。
- 第二条 協議委員会は学長、各学部長、各学部関係教官二人、事務局長及び学生部長を以て組織する。
- 第三条 各学部関係教官で協議委員たる者の任期は一カ年とする。
但し昭和廿四年度に限りその任期は昭和廿五年三月卅一日までとする。前項に定むる以外の協議委員の任期は各その在任期とする。
- 第四条 協議委員会は左の事項を協議する。
- 一. 学科並びに講座に関する事項
 - 一. 重要な人事に関する事項
 - 一. 大学部内の重要制規
 - 一. 施設及び予算に関し重要な事項
 - 一. その他大学の運営に関する事項
- 第五条 協議委員会は毎週一回 曜日に定例会を開き、必要ある場合は臨時会を開く
- 第六条 協議委員会は学長これを召集しその議長となる。
学長事故ある場合は学長その代理を委嘱する。
- 第七条 協議委員会は協議委員半数以上の出席をもって開会する。
- 第八条 協議委員会には必要ある場合部会を設けることが出来る。
部会に臨時委員を置くことが出来る。

臨時委員は熊本大学の教職員中より学長これを委嘱する。

第九条 協議委員会に幹事及び書記を置き事務職員中より学長これを命ずる。

第十条 国立大学に関する法令整備し決定の審議期間に関する規定が設けられた場合は本規程による協議委員会は解散するものとする。

協議委員

本部	学長、事務局長、学生部長
法文学部	河瀬学部長(取)、石坂正藏、山田昌司
教育学部	(学部長)山下重輔、中野又男
理学部	松本学部長、大原英一、稲葉三男
医学部	佐々木学部長、世良完介、久保久雄
薬学部	藤田学部長、酒井亮次、加来天民
工学部	吉田学部長、四宮知郎、中富保藏
附属病院	附属病院長
附属図書館	附属図書館長
研究所	体質医学研究所長 ⁴

以上の規程に基づき、大学の最高決議機関として協議委員会が規定された。なお、この協議委員会は、上記規程とは別の内規により1949(昭和24)年度限りとされていたが、1950(昭和25)年3月30日の協議委員会において一定の期間現在の協議委員会を存続させることに決まり⁵、結局、当初に設置された協議委員会は1950年6月まで続いた。

1950年6月17日の協議委員会で、「本年度に教授・助教授の発令があったので、学部教授会を確立の上、協議委員の選任にうつりたい」との学長の発言があり、これを受けて協議委員会委員の改選に向けた動きが始まった。翌週の協議委員会では、議事として「協議委員会委員の改選について」が取り上げられ、被選出者の資格や選挙方法等が議論された。協議の結果、被選出者の資格は教授とし、なお教員の充実過程にある法文学部だけはその事情を汲み取ること、6月中に改選、30日までに報告、7月1日に初会を開催することが決まった。

7月1日、当初の取り決めどおり改選後初の協議委員会が開催された。学長は冒頭の挨拶において、「運営に当っては大学建設のことについても学部個々の利益代表でなく全体のことをお考えの上でやっていきたい。今後この委員会は権威あるもの、必ず実行すべきものをもってゆきたい」と協議委員会を位置づけた。この新委員会から新たに教養部主事(同年3月10日発令)が委員に加わることとなり、更に教育学部と薬学部では部局代表委員2名のうち1名が、理学部と工学部では委員2名ともが改選となった。初会では新たな協議委員会規程(案)が審議され、これをベースとして7月25日付で新たな協議委員会規程が施行されることになった。以前の規程では、委員会は「運営に関する諸般の事項を協議する機関」とされていたが、新規程では「運営に関する重要事項を協議する機関」と、初会の学長挨拶のとおり、協議すべき事項のうちでも重要事項を扱う機関と位置づけられた。また、8月3日開催の委員会では協議委員会の運営細則について話し合われ、任期や招集方法・議決方法等について記した「熊本大学協議委員会運営細則」が同日付で定められた。

こうして、その後しばらくの本学の運営は協議委員会を中心に進められた。

新制大学発足後4年を経た1952(昭和27)年、多くの国立大学では学長交代の時期に達しており、その選任方法等を決めなければならなくなった。そのため、国立大学の学長会議では、暫定措置として大学管理法の趣旨に基づいた学内規則をそれぞれ設けて運営することを申し合わせるとともに、評議会に関する規則を文部省令として制定することを同省に要望した。

本学でも、1952年1月24日の協議委員会において「大学管理法未決定の為、大学運営内規若くは申合せのなものを国立大学協会で定めたい意向があり、近く理事会が開催されるから、評議会運営、組織その他、学長、学部長の任期、選挙方法等の案を、各学部より御提出願いたい」との発言があった⁶。以後は、国立大学協会や学長会議等で審議された結果をもとに随時協議委員会で学内の意見聴取を求め、大学管理法に基づく大学運営方針が探られた。本学では表1に見るように会議が進められた。

表1 大学管理法及び協議委員会をめぐる学内論議の経過

年月日	会議名	検討の概要
1952年1月24日	協議委員会	大学管理法未決定のため、大学運営の内規、もしくは申合せのなものを国立大学協会で定めたい意向があり、近く理事会が開催予定である。ついては、評議会運営、組織その他、学長・学部長の任期、選挙方法等の案を各学部で提案して欲しい。
1952年4月10日	協議委員会	昭和27年度になって大学管理法に代わり大学運営方法を定めたいと文部省で考慮し、国立大学協会で評議会運営方法などの案を練っている。近く会議があるから、意見があれば、20日頃までに申し出て欲しい。 現在の本学協議委員会のあり方や機構等についても、本学自体として考えてほしい。
1952年5月8日	協議委員会	大学管理方法に関する中間報告。 評議員構成 学部教授3名以内 任期 2年を可とする 審議事項 ・学長の任期 3年ないし6年(大学の評議会で決定) 再選可、互選不可 ・学部長の任期 2年 ・教授会 完成年度において教授定員の3分の2以上とし、その教授会で助教授・講師の参加を定める。 1953年3月31日までは現在の形をとり、以後、新しい形で進みたい。 各大学の意見をまとめて学長会議に提出し、学長会議で決めて文部省に提出する。教授会・評議会の審議事項に対する各大学の意見は色々である。
1952年6月12日	協議委員会	大学の運営について(大学管理法について)報告。 ・大学管理法は審議未了になっている。 ・文部省は、中央教育審議会が出来るから、国立大学協会の案を審議会にかけ、次の国会にかける予定である。 ・①学長・学部長の任期、選任方法、②評議会の構成・権限、③教授会の構成・権限等は至急決定したいと学長会議が申し入れた。 協議委員会の改選も近づいたので、組織委員会あたりで運営方法について検討して欲しい。 定年制は各大学で申し合わせて実施して差支えないが、法的拘束力はない。 国家として定年制による退職後の優遇の方法がない。 明年3月過ぎには大学管理法を国会に出し決定するか? 決定しなければ、文部省で暫定的な代案を出す見込みであるから、3月末までの大学の運営方法について組織委員会で検討願いたい。 ・組織委員会で協議会の構成について検討し、現在のままで良いということになれば、6月中に改選をする。

1952年6月22日 協議委員会	協議委員会の構成について、組織委員会で検討したところ、3月まで協議委員会の構成は現行のままで行くよう、結論が出たので了承して欲しい。協議委員の任期改選は、8月1日改選であるが、先日来改選していただき、既に新委員のメンバーとして提出されている。
1952年9月11日 協議委員会	①大学管理法経過について報告。国立大学長の選挙と任期についての委員会報告を配付。次期国会で管理法案が提出される予定。 ②学長及び学部長の選考及び任期等については、学内の組織委員会でご検討願いたい。国立大学協会の通知「国立学校長の選考と任期についての委員会報告」を紹介。
1952年10月23日 協議委員会	①大学設置審議会について学長より報告。設置審議会を解消して人事権を大学に移してもらいたい意向が各大学(官・公・私共)に□いが、審議会の委員にも硬軟両派ある。 ・教育公務員特例法の趣旨が、大学の教授会が4/5充足していれば人事の選択権があることになっているので、他より教官の適任者を求める事が困難な場合は極力教育を充足するため学内より新進の有識者方を筒拔して充足するにしたい。 ②大学管理法案中の学長・学部長の選考方法、任期等について、組織委員会で至急検討していただきたい。
1952年11月27日 協議委員会	①大学管理法案について、国立大学協会より文部省に対する要望と文部省の意向について説明。 法案は文部省としては通常国会に提出したい意向である。学長選考については国立大学協会の委員会で「国立大学長選考暫定案」を作成したので、本学としては組織委員会に移し検討願いたい。 ②学長任命の決定権の所在について(任命権は文部大臣にあるが決定権は何処にあるか)。本省意向は、大学より2名の候補者を出し、大臣が中央教育審議会に諮問して決定したいとするが、大学側の意向は、大学の自治を侵害する恐れがあるから、候補者は1名出すようにしたいという意見が多い。政党及び文教委員の意向は、新聞等に種々伝えられるが、不明である。
1953年1月29日 協議委員会	熊本大学学長候補者選考基準(案)について検討。「候補者」の文言は研究を要する。また、学長推薦委員会の設置、推薦委員人数、推薦する候補者の数、選挙権者、選挙資格者等について決を採る。
1953年3月26日 協議委員会	①熊本大学学長選考基準について。組織委員会による基準案を紹介し、文言および内容について種々議論、逐条審議。 ②学部長選考基準について。逐条審議。適用年月日は1953年4月1日に決定。
1953年4月14日 学部長会議	①学長・学部長の選挙について。時期は学部長会議一任されているが、医学部長選挙に問題があり、工学部長が不在の為、帰熊後定める。 ②教授会について。組織委員会で概ね結論が出ている模様。 ③協議委員会の構成について。学長・学部長選挙後、改めて考えたい。「協議会」と名称を変更するよう、文部省の意向を示された。 ④本学の学長・学部長選考基準は本省の承認を得たので、次回協議会に諮る。
1953年4月23日 協議委員会	①学長・学部長選考基準について。文部省の回答を説明し、前回提案の基準を文言修正し、決定。 ②学長・学部長選挙期日について。医学部長長期出張の為学部長会議で決定できなかったため、帰任後至急態度を決めて協議会を開催する。 ③教授会基準(案)について。一部修正を行い、決定。
1953年5月9日 学部長会議	文部省令による評議会と本学協議会について。協議会改選までに評議会の構成について検討し、改選に移り本省に上申する。
1953年5月14日 協議会	①国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(文部省令)について。協議会の改選までこのままで進み、評議会に切り替える。切り替えた協議会でその構成を検討する。 ②学長・学部長選挙日程について。 16日まで 選挙管理委員、推薦委員を報告する。 18日 選挙管理委員会開催 19日 推薦委員会開催 19日 協議会

1953年5月14日 協議会	25日 学長選挙 29日 学部長選挙	③体質医学研究所長選考基準(案)について。研究所提案通りに決定。 ④各学部教授会構成状況報告。 ⑤学長選考基準適用の日に現に学長の職にある者が当選した場合、再選と扱うのか否かについて。学長以外での自由討議の後、その可否を投票し、再選と扱わないことに決定。
1953年5月19日 協議会		①学長選考基準運営要領について説明。 ②選挙の公示は5月19日とする。 ③外部者(新聞社等)に対する公表は、選挙管理委員長より発表する。 ④選挙運営要項8項投票所の立会について、選挙管理委員のうち1名は所轄を異にする者を配置する。 ⑤選挙の公示文案を決定。 ⑥学長候補者について、推薦委員会より推薦の通り、7名を候補者に決定。
1953年5月26日 臨時協議会		①学長選挙結果報告。鰐淵健之を当選と認める。 ②学長選挙において、佐々木宗一候補が辞退した件について質疑応答。候補の辞退を事後承認するか、この件に関し、学長選挙の結果を認めるか(再選挙とするか)。決議の結果、今回の選挙の結果である鰐淵健之氏を学長候補者と認めるが、佐々木氏の辞退の件で学長の取った手続き上に対し不備があったことを遺憾とする。
1953年6月11日 協議会		①協議会改選と評議会切換えについて。 ・協議会改選と同時に評議会に切換える。 ・評議会規則については、事務局にて6月25日までに案を作成し、事務局案を現在の組織委員会で検討する(6月25日)。7月9日の協議会にて決定。 ②学長、学部長の任期日について起算日を検討。学長は1953年5月26日(協議会にて決定の日)、学部長は新学部長発令の日、現学部長が引き続き任に当たる場合は1953年6月1日とする。
1953年6月25日 協議会		①大学管理法案について。文部省案に対し学長会議で修正案(学長は文部大臣の監督を受け…を削除)を出していたが、これを中央教育審議会に諮っている。審議会が近く審議するはず。 文部省見解は、省令11号「評議会暫定規則」は管理法のなしくずしではない。旧制大学が医学部を除き今は一応新制に切り替えられたので、旧制の評議会の法的根拠がなくなるので、取扱方は省令を以て新制全部に性格を与えた。 ②評議会の切替について。評議会細則(事務局案)が出来ているから、ただちに引き続き組織委員会で検討願いたい。
1953年7月9日 協議会		①熊本大学評議会規程(組織委員会案)審議。第2条の評議委員の構成については、附属図書館長と附属病院長を評議員とするかについて検討し、医学部を除く各学部は概ね加えることに不賛成。規程から両者の職名を削り、「評議会に於て認めた重要な職にある職員」と改める。評議会規程決定。 ②評議員選挙方法如何について。教授会より選出し、7月18日までに本部に届け出る。
1953年7月14日 学部長会議		評議会規程の審議事項中人事の基準に関することについて。別途評議会で審議決定することとする。
1953年7月23日 協議会		評議員氏名(8月1日付任命)については、至急文部省宛内申する。

『昭和二十六年八月 協議委員会記録 熊本大学』『昭和二十七年八月 協議委員会記録 熊本大学』(いずれも熊本大学30年史資料)より作成。□の部分は判読不可。

大学管理法案及び熊本大学における大学運営方法は、主に協議委員会を中心に決定していった。このうち全学に共通する基本事項については、協議委員会でも度々述べられているとおり、組織委員会(協議委員会の下部組織)を中心に検討し、その結果を協議委員会に上げるといった仕組みになっていた。

さて、1952(昭和27)年度は基本的に大学管理法案についての検討が中心となっているが、6月に開かれた協議委員会では、学長会議において①学長・学部長の任期、選任方

法、②評議会の構成・権限、③教授会の構成・権限等は至急決定したい旨の申し入れが行われたため、この点についての検討が進められた。その後、1953(昭和28)年1月29日の協議委員会においては、大学管理法案に含まれる事項が初めて具体的な規則として検討された。このとき検討されたのは「熊本大学学長候補者選考基準(案)」であるが、これを皮切りに以後の協議委員会あるいは学部長会議で、その他管理法に含まれる学長・学部長の任期や学部長選考方法、教授会について議論された。4月14日の学部長会議では、協議委員会を協議会と改めるよう文部省の意向があったことが取り上げられており、この件については、5月9日の同会議でも再度検討された。そして、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(文部省令)に基づき、5月14日をもって協議委員会は協議会へと名称を変更し、評議会への切り替えについては以後の協議会で検討していくこととなった。また、この頃には学長選挙についての具体的な日程や選挙方法が定まっており、各部署長や学部教授会についての検討も進められた。6月に入ると協議会の評議会への切り替えの具体的な方法や評議会に関する規則の検討が開始され、7月9日の協議会において決定した。この日の協議会では評議員の選出方法についても検討されており、最後の協議会となった7月23日の席上において、各学部から選出された新評議員の氏名が披露されるとともに、文部省への内申が行われることになった。

1953(昭和28)年8月1日、熊本大学評議会規程が施行され⁷、以後は、評議会が本学の重要事項を審議する場となった。初の評議会は同月13日に開催された。この時点での評議会規程は以下のとおりであった。

熊本大学評議会規程

- 第一条 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(昭和二十八年文部省令第十一号)「以下省令という。」に基づき、熊本大学に評議会を置く。
- 第二条 評議会は左に掲げる評議員をもって組織する。
- 一 学長
 - 二 各学部長
 - 三 各学部にて選出した教授各二人
 - 四 附置研究所長
 - 五 評議会に於て認めた重要な職にある職員
- 第三条 学長は必要ある場合関係の職員を評議会に出席せしめ、それぞれの所管事項につき発言せしめることができる。
- 第四条 評議員に欠員を生じた場合は省令第四条の規定による。
- 第五条 第二条第三号の評議員の任期は二年とし、以下省令第五条の規定による。
- 第六条 評議会は、学長の諮問に応じて左の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
 - 二 予算概算の方針に関する事項
 - 三 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
 - 四 人事の基準に関する事項
 - 五 学生定員に関する事項
 - 六 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
 - 七 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
 - 八 その他大学の選挙に関する重要事項

- 2 評議会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取扱う。
- 第七条 学長は評議会の会議を招集し、その議長となる。
学長は評議員三分の一以上より議題を示して請求があったときは会議を招集しなければならない。
- 第八条 学長不在または事故あるときは学長代理者が議長となる。
- 第九条 評議会は評議員の三分の二以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第十条 議決を要する事項については、出席評議員の過半数によってその議を決する。
但し可否同数なるときは議長之を決する。
- 第十一条 評議会は毎月二回定例日を定め、必要あるときは臨時に開催することができる。
- 第十二条 評議会の審議事項及議案は開会の三日前に各評議員に通知する。
但し緊急を要する事項は評議会にはかりこれを附議することができる。
- 第十三条 評議会には必要ある場合臨時に部会を設ける事ができる。
- 第十四条 評議会には幹事及び書記を置く。幹事には事務局長をあて、書記は事務職員中より学長これを命ずる。
幹事は学長の命を受け評議会の事務を総括し、書記は会議の顛末を整理記録するものとする。

附則

この規則は昭和二十八年八月一日より施行する。⁸

こうして大学の最高議決機関として評議会が規定されたが、これ以前、評議会の前身となった協議委員会・協議会以外にも、学部長会議あるいは部局長会議等が開かれていたことが確認できるため、これについても若干説明しておきたい。

まず、学部長による会議は、前述のとおり、協議委員会成立以前より開かれていたことがわかっている。協議委員会成立以前の記録に「協議会が成立するまで緊急事項は学部長のみを以って処理することとする」とあるように、協議会成立まで大学の協議機関として機能していた。その後も学部長会議は開催されているが、1950（昭和25）年以後は、後述する1952（昭和27）年度後半からの一部の会議記録以外に、その名前を見ることはできない。

次に、部局長会議についてであるが、『部局長会議記録 熊本大学』の簿冊を見る限りでは、1950（昭和25）年4月がその初出である。そもそも部局長会議とはどういう会議体かというと、その名のとおり、部局の長の会議であるが、学部長会議や協議委員会等の会議とどう違うのか、熊本大学として規則を制定した痕跡は見られない。ただし、『昭和二十五年七月 協議委員会記録』によると、作成年月日は定かではないが、「熊本大学部局長会議規約」なるものが存在していたようである。

熊本大学部局長会議規約

- 一. 部局長会議は、熊本大学に関する諸般の重要事項を審議し、各部局間の連絡調整を図るを目的とする。
- 二. 部局長会議は、学長、学部長、事務局長、学生部長、医学部附属病院長、附属体質医学研究所長、附属図書館長及び教養部主事を以て組織する。
- 三. 部局長会議は左の事項を審議する。
 - (1) 協議委員会に附議する事項
 - (2) 各部局間の連絡、調整に関する事項

(3) 其他熊本大学に関する重要事項

- 四. 部局長会議は定例会として毎月第一及び第三火曜日午後一時三十分にこれを開く外、必要に応じ随時臨時会を開く。
- 五. 臨時会は、会議前日迄に会議の審議事項を示して、学長が召集する。定例会は召集の手続きを省略する。
部局長で会議にかけたい事項があるときは会議の三日前日迄にその事項を学長に提出することを要する。
- 六. 会議に出席する事の出来ない部局長は予め定めた代理者を出席せしめることが出来る。
- 七. 会議の議長は学長がこれに当る。学長事故がある場合は学長の指名する部局長が議長となる。⁹

また、部局長会議については、大学管理法案及び熊本大学の運営組織が検討されていく中で、協議委員会との性格の違いについて検討されている。これが検討され始めたのは、両者の委員の構成が一部重複していたため問題が起こったことに起因すると思われるが、その中で特に重要視されたのは、人事に関する案件の扱いであった。既に1951(昭和26)年12月13日の協議委員会において、人事に関しては、資格の審査は部局長会議、任用手続きは協議委員会とその任務を分けることが定められていたが、その後の議事を見る限りでは、この取り決めは必ずしも守られなかったようである。そこで、1952(昭和27)年11月13日の協議委員会では、提案事項として「部局長会議の性格の件について」として以下の点を指摘し、審議がなされた。

部局長会議は本委員会までの予備の調節機関と聴いているが、この部局長会議に人事等の件も相談するのであるが、この会議に部局長以外の人が居る所に人事がかかるとこれは大学教官の研究と教育もつ教官威厳を粗害するものと思う。例へは学生部長等の出席、これは不理解の点である。よろしく部局長会議は学部等事務局団とあくまで限られ、教官の威厳を尊重され、次回より直に部外出席を中止されたい。又連絡的事項も部局長会議にかかるとすれば、会議初頭に人事をやり、人事事項終了後、関係者を入れるなら、その方法をお考え下さい。¹⁰

これに対し、原田敏明教授(附属図書館長)より、部局長会議に代理を出す際は協議委員等一定の人に決めて欲しいとの提案があり、最終的に学長の判断により、部局長会議には人事案件をかけないこと、今後、審議案件が予備審議の場である部局長会議にかかっていないという理由で協議委員会にかけられないということがないようにすることが決められた¹¹。なお、その後も部局長会議は続き、大学法人化前まで開催された。

なお、学部運営の中核を担う教授会については、1953(昭和28)年3月26日の協議委員会において、文部省は「教授定員の4分の3の教授が揃えば正式の教授会と認め、教官人事の審議を認める意向のようである」と伝えられた。そこで、各学部で意向を聴取した上、組織委員会で原案を作成することになり、4月23日の協議委員会で「教授会基準(案)」が承認されると、4月28日付で同基準を制定し、23日付で施行することとなった¹²。以後は、教授会も規則に基づく組織と位置づけられることになった。

また、開学当初より事務長会議が開催され、情報交換がなされていたが、1953(昭和28)年9月18日に「熊本大学事務局事務協議会要綱」が定められたことにより、同日より事務協議会が開かれるようになった¹³。「事務局各課事務の連絡、調整及研修を行うことを目

的」として開催されたもので、「議事規則其他会議運営に関する必要な事項は本会議に於て定める」と規定された。構成員は学長・事務局長・課長・係長とされ、会長は学長が、会の招集者及び議長は局長が務めることになった。定例会議の日は毎月第1・第3金曜日とし、これに伴い、従前毎週金曜日に開催されていた事務長会議を毎月第2・第4金曜日と改めた。

(2) 熊本大学学則の制定

発足後の熊本大学では、組織の設置・整備が進められたが、これに伴い、大学運営の根幹となる規則の制定も進められた。

この中でも特に大学運営の中核をなす「学則」を制定するために熊本大学学則委員会が発足し、1950(昭和25)年2月17日に委員が発令された。委員は学部代表委員6名(法文・樋口兼雄、教育・川原武満、理・井上作治、医・竹屋男綱、薬・酒井亮次、工・四宮知郎)、図書館代表委員1名(原田敏明)、事務局側委員8名(事務局長・庶務課長・会計課長・文書係長・調査係長・学生部長・教務課長・厚生課長)により構成された¹⁴。第1回委員会は同年3月13日に開催され、会議には樋口・高野巽(法文)、川原・杉本尚雄(教育)、井上(理学)、酒井(薬学)、四宮・福井武弘(工学)、原田(図書館)、竹原東一(学生部長)、森田誠一(教務課長)、武田歳太(厚生課長)、古閑文夫(庶務課長)、中本瀧雄(法文事務長)、宮原繁人(文書係長)、岡田朝彦(調査係長)の16名が出席した。工学会議室で開かれたこの会議では、午後1時半から8時近くまで、約6時間半にもわたる審議が行われた¹⁵。

その後も学則の検討は続き¹⁶、1950(昭和25)年7月20日付で、熊本大学規程第8号として「熊本大学学則」が制定された¹⁷。学則は大学発足時に遡って適用されるものとされ、1949(昭和24)年6月1日施行となった。制定時の学則は、以下のとおりである。

熊本大学学則

一. 学部通則

第一章 学年及び学期

第一条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に移る。

第二条 学年の定期休業日は左の通りとする。

日曜日及び国民祝日

夏季休業 七月十一日から九月十日まで

冬期休業 十二月二十五日から一月十日まで

春季休業 三月十六日から四月十日まで

開学記念日 十一月一日

2. 臨時休業日は必要に応じて学長がその都度定める。

第三条 学年を二学期に分け、第一学期を四月一日から十月十五日まで、第二学期を十月十六日から翌年三月三十一日までとする。

第二章 部科の組織収容定員及び職員組織

第四条 各学部 に所属する科の種類及び学生の収容定員は次の通りとする。

法文学部	法学科	四〇〇名
	哲学科	一〇〇名
	史学科	一〇〇名
	文学科	二〇〇名

教育学部		一二八〇名 (内二年課程六四〇名)
理学部	数学科	八〇名
	物理学科	六〇名
	化学科	六〇名
	生物学科	四〇名
	地学科	四〇名
	理科乙	八〇名
医学部		三二〇名
薬学部	薬剤学科	一六〇名
	製薬学科	一六〇名
工学部	土木建築工学科	二二〇名
	機械工学科	一二〇名
	採鉱冶金学科	一六〇名
	電気工学科	一八〇名
	工業化学科	一二〇名

第五条 本学の職員組織は国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第三章 入学及び編入

第六条 入学を志願できるものは学校教育法第五十六条に定める資格を有するものとする。

2. 志願手続き及び、選抜方法については別に定める。

第七条 入学者は入学許可後二週間以内に所定の保証書を提出し入学料を納付しなければならない。

2. 前項の手続きをとらないときは入学許可を取り消すことがある。

3. 既納の入学料はいかなる場合にも返還しない

第八条 第二年次以上の学年への編入は、第六条及び第七条の規定を準用する。

第九条 各学部はその学部規程の定めるところにより選科生、聴講生及び研究生をおくことができる。

第四章 学科課程

第十条 各学部学生は在学中所定の一般教養課程、体育課程及び専門課程を修了しなければならない。

第十一条 各学科課程の科目単位及び履修方法は別に定める。

第十二条 各学科課程の科目を修了した者には所定の単位を与える。

2. 修了の認定は出席状況及び学力考査によっておこなう。

第五章 休学、転部、転学、退学、除籍及び懲戒

第十三条 学生は左の場合、学部長を経、学長の許可を得てその学期又は学年を限り休学する事ができる。

一. 病気のためひきつづき二月以上の修学不能のとき。

二. その他特別の事由があるとき。

2. 前項の休学期間は在学期間に算入しない。

第十四条 休学はこれを更新する事ができる。

但しその期間は通算して所属学部の修業年限を超えることはできない。

第十五条 学内で転部を志望し、又は他の大学の学生で本学に転学を志望する者があるときは欠員のある場合に限り学部規程の定めるところによりこれを許可することができる。

第十六条 退学または他の大学に転学しようとするときは事由を具し所属学部長を経て学長へ願い出なければならない。

第十七条 再入学は退学後二年以内に願い出た者に限り、学部の議を経て学長がこれを許可することができる。

この場合は第七条を準用する。

但し入学の時期は各学期の初めとする。

第十八条 在学期間が各学部の修業年限の二倍に及んでも所定の課程を修了することができない者は除籍する。

2. 左の場合学長は学部の議を経て学生を除籍することができる。

一. 正当な事由がなくて欠席が長期にわたるとき。

二. 正当な事由がなくて授業料を滞納したとき。

三. 成業の見込のないとき。

第十九条 学則に背き又は学生の本分にもとる行為があったときは、学部の議を経て学長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は謹慎、停学及び放学とする。

第六章 授業料

第二十条 授業料は年学金三千六百円とし、毎年二期に分けて徴収する。

2. 第一期分は第一学期授業開始後十五日以内に、第二期分は第二学期授業開始後十五日以内に各金千八百円宛納付しなければならない。

3. 既納の授業料は返還しない。

第二十一条 授業料月額分納の許可をうけようとする場合は、毎学期授業開始前に事由を具し学部長を経て学長に願い出なければならない。

2. 前項の許可があった場合は、授業料月額三百円をその月十五日までに納付するものとする。

第二十二条 授業料の徴収期において納付困難な場合は、その都度学部長を経て学長に延期を願い出なければならない。

第二十三条 学費の支弁が困難なため授業料の免除を受けようとするものは、一学年毎に第一学期授業開始前に事由を具し学部長を経て学長に願い出なければならない。

2. 前項の許可があった後で、免除の事由が消滅したときは、その翌月から授業料月額三百円の割で納付しなければならない。

第二十四条 休学の許可をうけた場合は、その休学期間中の授業料は徴収しない。

第二十五条 退学、除籍、又は放学的場合、その期の授業料は徴収する。停学期間中の授業料は徴収する。

第七章 卒業及び終了

第二十六条 大学に通算四年（但し医学部にあっては六年）以上在学し、且つ所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第二十七条 卒業者は次の区分に従って学士と称することができる。

法文学部 法学士又は文学士

教育学部 (未定)

理学部 理学士

医学部 医学士

薬学部 薬学士

工学部 工学士

第二十八条 教育学部二年課程を修了したのものには、修了証書を授与する。

第八章 寄宿舎

第二十九条 本学に寄宿舎を置く。

2. 寄宿舎に関する規則は別に定める。

第三十条 寄宿料は年千貳百円とし授業料の規定に応じて納付するものとする。

附則

第一条 この通則は昭和二十四年六月一日から施行する。

第二条 この通則の改正は大学の管理期間が成立するまでは、これに代る機関（大学協議委員会）の議を経て行う。

二. 学部共通細則

第一章 保証書及び保証人

第一条 入学者は学部通則の定めるところにより保証人連書の保証書を学長に提出しなければならない。

第二条 前条の保証書に連署した保証人は、本学の教育方針に協力し学生の一身上の責任を負うものとする。

第三条 保証人に異動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

第二章 通学及び厚生

第四条 学生は学年始めに宿所を学部長に届け出なければならない。又宿所異動の際はすみやかに届け出るものとする。

第五条 通学の際は、必ず学生証を携帯しなければならない。

2. 通学の際は必ず別に定めた本学の標章及び学部識別章（法文学部法科専攻者はJ、分科専攻者はL、教育学部E、理学部S、医学部M、薬学部P、工学部T）を附し、本学学生としての自覚ある服装でなければならない。

第六条 講義の聴講には必ず所定の手続きを経なければならない。特に規定する場合の外は、他学部の聴講には、所属学部長及び当該学部長の許可がなければ聴講することはできない。

第七条 学生は毎年一回規定の身体検査を受けなければならない。学生部長は学生の健康管理の必要に応じ、治療を命じ又登学を停止することができる。

第八条 学生は別に定める規定に従って本学の医療施設を利用する事ができる。

第九条 本学の施設を使用する場合は管理者の許可を要する。

第三章 学生証

第十条 学生証は毎学年の始め学部において交付する。

第十一条 学生証の交付を受ける場合には、写真（半身脱帽縦三、六糎横三糎）一枚を提出せねばならない。但し第二年次以降は旧学生証の提出をもってこれに代える。

第十二条 教室、研究室、図書館に出入りし、又医療、厚生施設を利用するときは、学生証を呈示しなければならない。

2. 学生証は図書館の図書閲覧票に充てられるものとする。

第十三条 学生証を汚損又は紛失したときはすみやかに届け出て再交付を受けなければならない。再交付の際は手数料貳拾円を徴収する。

第十四条 本学の学籍をはなれる際は学生証を返付しなければならない。

第四章 団体、集会揭示、出版

第十五条 学生が学内団体を組織する時には、責任代表者三名以上連署して学生部長に願

出て許可を受けなければならない。但し学科会、同級会は関係教官に届け出て、その指導を受けるものとする。

2. 学内団体の規約又は出願事項を変更する時には学生部長に願い出て許可を受けなければならない。

第十六条 学生が学内で集会を行う時には、その主催の責任代表者は学生部長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 教育学部、医学部薬学部内で行う集会は、その学部教務係を通じて学生部長の許可を受けなければならない。

第十七条 学生が学内で掲示をする場合には、学生部長の許可を受けて所定の場所にしなければならない。

2. 学生が学内でビラ、パンフレット等を配付する場合には、学生部長に願い出て許可を受けなければならない。

3. 教育学部、医学部、薬学部内で掲示したり、ビラ、パンフレット等を配布したりする場合には、その学部教務係を通じて学生部長の許可を受けなければならない。

第十八条 学生が学内で頒布する印刷物、刊行物を作る場合には、学生部長に願い出て許可を受けなければならない。又その印刷物、刊行物を学生部に提出しなければならない。

三. 一般教養課程及び体育課程履修規程

第一条 一般教養科目は次の系列に分ける。

- 一. 人文科学 哲学、倫理学、心理学、歴史学、教育学、国文学、外国文学、美術史等
- 二. 社会科学 法学、政治学、経済学、社会学、人文地理学、教育学等
- 三. 自然科学 数学、統計学、物理学、天文学、化学、地学、生物学等
- 四. 外国語 英語、独語、仏語、露語等

第二条 学生は外国語を二年履修し学部所定の単位を取得しなければならない。

2. 体育科目は講義、実技各々二単位以上を取得しなければならない。
3. 文科系学部学生は、1. 2.の外に人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたってそれぞれ二科目以上宛合計十科目以上を選択履修し、合計四十単位以上を取得しなければならない。
4. 理科系学部学生は、1. 2.の外に人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたってそれぞれ二科目以上宛合計九科目以上を選択履修し、合計三十六単位以上を取得しなければならない。

但し理学部乙の学生は、二年の中に別に定められた科目をあわせて六十単位以上を取得しなければならない。

第三条 一般教養科目の講義題目、担当教官、所属学科名、時間割単位数等は学年始めに告示する。

2. 学生は各自履修科目を選択して所定の届け出をなし、承認を得なければならない。

第四条 科目修了の認定は優、良、可、不可の評語をもって表わし、不可は不合格とする。

第五条 教育学部二年課程の履修規程は、別に教育学部規程によって定める。

以上のように定められた本学の最初の学則は、大きく学部通則、学部共通細則、一般教養課程及び体育課程履修規程に分かれている。最初に記された学部通則は、計8章からなり、学年暦や学部の設置、あるいは学生の扱い等が定められた。続く学部共通細則では、

入学者の保証書や宿所、学生証や標章など、主に学生の厚生補導面を中心に4章にわたって定められた。一般教養課程及び体育課程履修規程では、新制大学の特徴である一般教養課程（教養教育）と体育課程の科目名や履修方法など、その取り扱いについて5ヵ条にわたって定められた。

これらの項目は、この段階では「学則」として一本化されているが、以後、大学のあり方が変化するにつれ学則の規定する内容も変化することになり、徐々に個別の規則として制定されるものも出てきた。

（3）その他の規則の制定

前述のような大学運営組織に関する諸規則や学則の制定が検討される以前にも、当面の大学運営に必要な諸規則を定める必要があったことから、学則制定に先駆けていくつかの規則が制定・施行された。

本学の規則第1号は、「熊本大学文書処理規程」であり、1949（昭和24）年7月1日から施行された。ただし、検討の過程が不明なため、どの時点でこの規程が作成されたのかは定かではない。本学第2、第3号目の規則「熊本大学分課程」「熊本大学事務分掌規程」の案が作成されたという同年9月30日付の伺文書が残っていることから、文書処理規程は、少なくともこれより以前に作成されたといえる（ただし、この第2、第3号の規程の施行日は1949年6月1日に遡るため、施行年月日のみを見ると文書処理規程の方が後になる）。

更に、学則の作成・施行よりも前に、当直規定（1949年10月12日起案、同年11月1日施行）、学報発刊規程（1949年12月24日起案、1950年1月1日施行）、職業紹介業務運営規則（起案日不明、1950年8月9日施行）、教養部設置規約・一般教養委員会規定・教養部事務分掌規程（1950年1月25日協議会決定、同日施行）、協議委員会規程（起案・施行日不明、1949年度内制定）、教員適格審査委員会規程（起案日不明、1950年4月1日施行）などが本学運営に必要なものとしてそれぞれ作成・施行されていった¹⁸。このうち、協議委員会規程や教養部設置規約、附属図書館規程など、全学的に議論の必要なものについては協議委員会で検討されたが、当時の記録を見る限りでは、こうしたものは一部に限られ、多くの規則は、庶務課に置かれていた文書係が作成し、関係各所への稟議・決裁を経て制定・施行されたようである。

1950（昭和25）年7月の学則制定以後も、協議委員会規定（1950年8月9日起案、同年7月27日施行）、協議会運営細則（1950年8月3日起案、施行日不明）など大学の運営に必要な規則が次々に制定されていった。

2 発足時のキャンパス状況

熊本大学のキャンパスは、熊本医科大学・第五高等学校・熊本工業専門学校・熊本薬学専門学校・熊本師範学校・熊本青年師範学校のキャンパスを引き継いで成立した。

本学の前身各校の土地で、熊本大学のキャンパスとして申請された校地は以下のとおりである。

表2のとおり、設置予定の大学本部（旧熊本工業専門学校本館跡、黒髪南地区）と法文学部・理学部（旧第五高等学校跡、黒髪北地区）と工学部（旧熊本工業専門学校跡、黒髪南地区）の3学部は黒髪町一帯に固まっていたが、その他の学部は同じ熊本市内にあるとはいえ距離があった。更に、教育学部は男女両部に分かれていた師範学校のキャンパスと青年師範

表2 熊本大学校地(予定)

予定	種別	所在地	備考
本部	本部敷地	熊本市黒髪町	
理学部 法文学部	校舎敷地	熊本市黒髪町	
	運動場敷地	熊本市黒髪町	
	寄宿舍敷地	熊本市黒髪町	
	官舎敷地	熊本市黒髪町	
	その他敷地	熊本市黒髪町	
工学部	校舎敷地	熊本市黒髪町	
	運動場敷地	熊本市黒髪町	
	寄宿舍敷地	熊本市黒髪町(学校隣接地)	
医学部	校舎敷地	熊本市城内二の丸 熊本市本荘町	
	病院敷地	熊本市本荘町 熊本市大江町(九品寺) 熊本市藤崎台	
	運動場敷地	熊本市大江町	
	事務官官舎敷地	熊本市新屋敷町	
	校舎敷地	熊本市大江町九品寺78	
薬学部	運動場敷地	熊本市大江町九品寺78	
	薬草園敷地	熊本市大江町九品寺78	
	校舎敷地	熊本市京町本丁79 熊本市内坪井町121 熊本市千葉城町 熊本市出水町長溝28	師範男子部 師範女子部 師範女子部附属幼稚園 青年師範学校
教育学部	寄宿舍敷地	熊本市京町本丁79 熊本市内坪井町121 熊本市出水町長溝28	師範男子部 師範女子部 青年師範学校
	官舎敷地	熊本市京町本丁79 熊本市内坪井町121 熊本市出水町長溝28	師範男子部 師範女子部 青年師範学校
	実習地敷地	熊本市池田町字棧敷尾1022	

熊本大学期成会資料A-1「熊本大学設置認可申請書」より作成

学校のキャンパス、それから師範学校女子部附属幼稚園の土地を引き継ぐことになったため、4つの校舎敷地を抱えていた。また、医学部はもともとの土地である本荘町の土地に加えて、戦災による緊急避難のため借り受けた城内二の丸の土地、病院敷地としては藤崎台と大江町九品寺の土地にまたがっている状態であった。このように、同じ学部であっても講座・教室によって所在地が異なるという場合もあり、教育研究上の不便があった。そこで、新制大学の発足にあたっては、こうした「タコ足キャンパス」を解消し、新制大学としての教育・研究に適した環境をつくるべく、キャンパスの整備が必要となった。

また「新制大学審査報告書要領」によると、総合大学として設置するには校舎等建物・図書・標本・機械器具の点において、工学部を除きなお不十分とされ、設備面でも早急な充実が求められた。各キャンパスがそれぞれ固有に抱える問題点は、以下のようなものであった¹⁹。

まず、黒髪北地区に置かれた理学部では、旧五高理系の施設・設備を受け継いだとはいえ、教養課程である旧制高校の理科で必要とされたものと、大学の理学部として必要とされるものでは大きな差があり、また受け継いだ実験器具も大変古いものであったため、新しい実験にはすべて使い物にならない状態であった。同じく五高を起源とする法文学部に

においては、和書6万冊余、洋書2万5,000冊余を引き継いだ。このうち法学科の図書は4,800冊程度であり、極めて貧弱とされた。これに加え、第1章でも既述のとおり、法科の教員が揃わないことが大きな問題となっていたため、法科全体の強化が必要であった。また、五高寮の一部を教室に転用することになったものの、教員研究室と教室が足りていない状況であった。

黒髪南地区の工学部は、前述の要領でも唯一指摘を受けておらず、戦禍を免れ施設・設備を引き継ぐことができたが、ほとんどの機械が明治30年代のもので使い物にならないありさまであったという。

京町・内坪井・出水の3地区に分かれていた教育学部は、それぞれに教室・附属学校・寄宿舎を有しており、また、これらの地区とは別に、千葉城町（現在の城東町）に師範学校附属幼稚園を抱えていた。これら師範系の学校は1943（昭和18）年の戦時体制下で専門学校に昇格したばかりであり、高等教育機関としての施設充実も不十分であり、備品・図書は他学部と比較にならないほどであったという。教育学部の施設の状況は深刻で、1952（昭和27）年の熊本県定例県会では「教育学部の環境は甚だ悪い、壁は破れ雨はもる、これが大学であるかというような有様である」²⁰と痛烈な批判を受けるほど、新制大学発足後数年を経てもなお施設の充実がままならない状態が続いていた。なお、大学発足以前は、師範系キャンパスのうち京町が男子師範及びその附属小学校の、内坪井が女子師範及びその附属小学校のキャンパスに用いられていたが、戦後、初・中等教育の改革を受けて、1947（昭和22）年4月に師範男女の両部にそれぞれ附属中学校が設置された。更に1949（昭和24）年3月、師範学校が熊本大学となることが決まると、京町の元男子部に教育学部を置くとともに、師範附属学校を共学化し、小学校を京町の元男子部に、中学校を内坪井の元女子部に置くことになった²¹。1951（昭和26）年には、京町の教育学部と黒髪の済々黌の校舎を入れ替える案が新聞紙上で取り沙汰されるなど（ただしこれは実現せず）、設備以外の大学本部と教育学部との地理的隔たりの点でも、問題解決が求められた。

1945（昭和20）年6月30日から7月1日にかけての熊本大空襲で建物の大部分を失った医科大学は、熊本大学発足以後も戦災からの復興を目指して本荘（体質医学研究所は大江町九品寺）・城内二の丸・藤崎台にまたがっての活動を余儀なくされていた。仮住まいの医学部城内二の丸の建物は、半数以上が明治中期のもので、やや丈夫な倉庫をそのまま教室や研究室に改造し、馬小屋も動物舎や倉庫に活用され、「馬小屋教室」ともいわれたそうである。実験用の水道管やガス管も本荘地区の旧校舎跡から掘り出してきて引いたものだけに故障が多く、事務職員が巡回して故障個所の点検を行った。校舎の老朽化は激しく雨漏りがひどくて、大雨の日には教室のパケツを総動員して雨をしのがねばならない状態であった。また、解剖実習が外から丸見えで、通行人から苦情が出たという。

大江の薬学専門学校のキャンパスを引き継いだ薬学部も、本荘のキャンパス同様、戦災により建物を焼失していたため、建物、特に実験関係の施設・器具が不足していた。1947（昭和22）年に薬専で発足した戦災復興委員会の尽力により同窓生から総計3,607万5,000円の寄附金が集められ、1948（昭和23）年12月には実験棟の復興がなされた。また、幸い図書館からの出火は免れたため、西日本一といわれたその蔵書は守られたが、なお施設や実験器具の面で不便があった。

以上のように、発足時の各キャンパスで、それぞれの事情により施設・設備の充実が必

要とされた。これに対し、熊本大学では、熊本総合大学設置期成会の呼びかけによる募金を中心に施設の整備が進められることになった（なお、募金による整備状況については第1章を参照されたい）。

さて、この募金による事業を含めたキャンパス充実の計画は、学内に設けられた施設委員会によって検討された²²。第1回の施設委員会は1949（昭和24）年9月16日に開かれ、①初年度計画（寄附金による施設）、②寄附金（学校）の件、③五高東光原実地踏査の3件について話し合われた。当時何よりも急がれたのは、教養教育のための教室と実験室の建設であり、そのため教養教室・本部・図書館建設予定地となっていた黒髪北地区の東光原の実地踏査が行われた。

翌年1月12日にも施設委員会が開かれた。席上で学長が「国庫支弁なく、県の募金もおもう様にゆかない次第ですから、緊急な建設から（本省では法文、理学部の建設をみとめている）一般教養施設にも最小限度を、戦災のために欠けているところにも分ちたいとおもいますので、各部最低限度のところを御要求願って御協議ねがいたいとおもう」と発言したとおり、プランや文部省の許可はあっても、大きな建物の建設を実行するだけの資金がない状態であったため、最小限度の施設整備について各学部の意見が聴取された。その後、同月17日に施設懇談会（理・工を主体とし、各学部からも参加の上で、理学部施設について検討するための会合）が開かれ、大学全体としては特に理学部を守り立てるため、以後はこの件を中心に計画を練ることが了承された。この方針に沿い、同月27日に再度施設委員会が開かれ、教養教室を含めた学部の施設については第1部会で、職員宿舎については第2部会でと部会を設けて議論を進めていくことになり、1月末から2月中旬にかけては2、3日に1度はどちらかの部会が開かれるほど、頻繁に施設の問題が検討された。

2月には、両部会でそれぞれ検討した結果が合同部会において報告された。まず第1部会では、①教養関係を最初に建設し、各学部の施設充備順序については後の協議とする、②体育施設については体育教官と打ち合わせたい、③住宅設計は施設課が設計次第検討されたい、④運動場については第1部会に体育教官に入ってもらって学生部長に取りまとめを頼みたい、⑤寮の配分は第2部会と学生部と学部寮関係で取りまとめることにしたいと報告された。第2部会では、①学外住宅建設については大江の土地使用について認可が下りたこと、②官舎転用住宅の使用状況について各学部で調査提出すること、③寮配分については未定であることが報告された。

その後も各部会でそれぞれの学部の事情を持ち寄って協議が行われたが、1950（昭和25）年7月に協議委員会が刷新したことを受け、同年8月3日、施設委員会も協議委員会の小委員会として新たに構成されることになった。この頃になると、当初後回しにされていた理学部と工学部の配分問題が、施設委員会における重要な協議課題となっていた。更に、1951（昭和26）年6月には大学設置審議会第9特別委員会による勧告が出されたこともあり、理学部と工学部のキャンパス問題に教育学部のキャンパス問題等が加わって、以後は黒髪キャンパスの統合問題への対応が図られていくことになった。なお、大学設置審議会による勧告の内容及びキャンパスの充実課程については、第3節第4項に詳しいため、そちらを参照されたい。

3 各学部の研究・教育の状況

(1) 研究

大学としての施設・設備の整備や教員の配置が不十分な中で発足した熊本大学では、当初は決して良いとはいえない環境の中で研究が進められた。施設・設備面の不備は大学予算のみで賄うことが難しかったことから、前章に述べたように熊本大学期成会の寄附による充実が目指された。教員の配置についても、順次定員が振り分けられ、審査を受けて旧制から新制へと切り替えていくことになっていたため、当初は、教員の研究もこれに伴う予算も、旧制と新制の両制度のもとで行われていた。

1950(昭和25)年度分の研究費は、表3のように積算された²³。

表3 開学当初の研究費積算基準

■研究費総額(本省にて一割留保)					22,575,000円
	内 訳	金額(円)	対象数	計	
旧制医大	基礎 1講座あたり	386,000	12講座	4,632,000	
	臨床 1講座あたり	419,000	12講座	5,028,000	
旧制工専・薬専	教授	60,000	工：23人 薬：9人	1,920,000	
	助教授	30,000	工：12人 薬：3人	450,000	
旧制青師	教授	21,000	5人	105,000	
	助教授	10,000	2人	20,000	
旧制師範	教授	10,000	20人	200,000	
	助教授	5,000	12人	60,000	
新制大学	教授 実験	200,000	22人	4,400,000	
	教授 非実験	72,000	24人	1,728,000	
	助教授 実験	120,000	32人	3,840,000	
	助教授 非実験	40,000	51人	2,040,000	
	助手 実験	33,000	14人	462,000	
合計				24,885,000	

1 「総額については一割引ずみ。積算の分は引いてない」金額を示す。

2 新制大学分の教員数は、元資料には2つの数字があるが、手書き分を採用。

3 新制大学の内、数学は非実験、教育学部の理科は非実験、農学は実験で算定する。

4 単純計算しても、「総額」が、各積算基準ごとの見積もりと異なる理由は不明。

『協議会記録 熊本大学』(熊本大学30年史資料)中、1950年6月17日開催協議委員会記録より作成

この予算積算時の熊本大学全体の予算額は1億5,567万1,730円であり、このうち研究費として配分されたのは2,257万5,000円、全体の約14.5%である。この年の教員数と研究費を単純に比較してみても、旧制が約190名(医科大学も含む)、新制が約140名であるのに対し²⁴、新・旧の研究費はほぼ1:1という状況であった。特に、旧制専門学校系(86名、教員数全体の約26%)に残った教員はほとんどが実験系にもかかわらず、その研究費は全体の11.1%であることから、大学と専門学校系ではもちろんのこと、新制と旧制で研究費に大きな格差があったことがわかる。事実、戦前は医科大学であった医学部でも「旧制の医科大に比べると研究費は半分ぐらい」であったという。また、新制であっても、研究費・施設が足りなかったため、薬学部では「今のような新鋭機器はなく機材も不足してたんで、一部は学生たちが自分で買ってきてやりました」というほどに、十分な研究体制がとれなかったようである²⁵。

こうして大学へ配当された研究費のほかに、1950(昭和25)年度からは文部省の科学研

究費補助金(科研費)への応募が始まった。

表4 開学当初の科学研究費補助金

学 部	調査提出件数				査定件数			
	1950年	1951年	1952年	1953年	1950年	1951年	1952年	1953年
法文学部	8	18	4	6	4	2	3	0
教育学部	11	15	4	2	4	0	0	0
理学部	23	14	18	12	10	1	4	2
医学部	66	46	24	34	18	8	10	8
薬学部	26	21	7	8	9	1	2	1
工学部	27	53	25	31	14	6	6	5
体質医学研究所	-	2	2	3	-	0	0	2
工業専門学校	38	-	-	-	17	-	-	-
計	199	169	84	96	76	18	25	18

学 部	予算申請額(円)				交付金査定額(円)			
	1950年	1951年	1952年	1953年	1950年	1951年	1952年	1953年
法文学部	210,000	1,220,600	777,280	317,329	75,000	100,000	100,000	0
教育学部	350,000	1,999,380	382,500	413,000	50,000	0	0	0
理学部	1,199,390	1,016,350	4,200,000	1,855,600	99,000	50,000	200,000	50,000
医学部	7,743,490	9,280,050	11,759,180	11,321,000	570,000	400,000	560,000	430,000
薬学部	1,521,600	1,660,200	3,057,500	1,511,000	177,000	80,000	100,000	50,000
工学部	2,086,200	6,664,400	5,199,350	4,505,000	308,000	380,000	400,000	370,000
体質医学研究所	-	153,000	2,553,600	1,386,460	-	0	0	110,000
工業専門学校	2,781,700	-	-	-	303,000	-	-	-
計	15,892,380	21,993,980	27,929,410	21,309,389	1,582,000	1,010,000	1,360,000	1,010,000

■助成研究

学 部	調査提出件数				査定件数			
	1950年	1951年	1952年	1953年	1950年	1951年	1952年	1953年
法文学部	-	-	6	4	-	-	2	1
教育学部	-	-	15	6	-	-	2	4
理学部	-	-	13	16	-	-	2	4
医学部	-	-	11	14	-	-	3	5
薬学部	-	-	16	13	-	-	1	3
工学部	-	-	9	8	-	-	2	0
体質医学研究所	-	-	3	1	-	-	0	1
計	-	-	73	62	-	-	12	18

学 部	予算申請額(円)				交付金査定額(円)			
	1950年	1951年	1952年	1953年	1950年	1951年	1952年	1953年
法文学部	-	-	223,000	216,000	-	-	35,000	10,000
教育学部	-	-	260,000	395,000	-	-	30,000	75,000
理学部	-	-	547,410	880,000	-	-	35,000	95,000
医学部	-	-	2,128,000	1,491,000	-	-	75,000	140,000
薬学部	-	-	1,442,000	758,200	-	-	30,000	65,000
工学部	-	-	448,000	525,000	-	-	50,000	0
体質医学研究所	-	-	284,000	97,000	-	-	0	20,000
計	-	-	5,332,410	4,362,200	-	-	255,000	405,000

〔熊本大学時報〕第8号(1950年7月1日)、同12・13合併号(1950年12月15日)、同15・16合併号(1951年5月31日)、同26号(1952年8月1日)、〔熊本大学学報〕30号(1953年7月1日)より作成

表4のとおり、1950(昭和25)年の科研費は、6学部すべてと熊本工業専門学校によって申請された。表中の各個研究の申請状況を見てみると、調査提出件数が最も多く、査定件数(採択数)と交付金査定額が最も多かったのは医学部であったことがわかる。しかし、

医学部の調書提出件数に対する採択率は27%であり、全体の38%を下回っていた。採択率のみを見ると、申請件数に対する採択件数が最も多かったのは工学部の52%（14件）であり、その次が法文学部の50%（4件）、工業専門学校（17件）、理学部の43%（10件）と続いた。研究費申請が採択される割合としては、工学部と工業専門学校という工学系が高い割合にあったことが窺える。

また、数自体はそう多くないものの、教員数に対する調書提出件数が多かったのは薬学部であった。1950（昭和25）年度の熊本大学の教員数は、法文学部が38名、教育学部が39名、理学部が36名、医学部（医科大学及び附属病院）が135名、薬学部が13名、工学部が38名であり、各前身校の残存定員は、師範37名、青師9名、薬専16名、工専43名、師範附属校43名という状態であったが²⁶、薬学部の申請数は26件であったことから、教員1名につき2件を申請していたことが窺える。また、理学部・工学部・工業専門学校の2学部1校では教員の半数以上が科研費の申請をしていた。

翌1951（昭和26）年度からは、体質医学研究所からの科研費申請が始まり、工業専門学校は閉校したことにより申請が行われなくなった。この年、法文学部と教育学部の申請数が伸びており、また工学部単体の申請数も、前年度の工学系総数には及ばないものの、増加している。全体では、件数としては169件、金額としては前年度の約1.4倍となる2,199万3,980円の申請があった。しかし、採択件数と交付査定額を見ると、18件、101万円と、前年度を大きく下回る結果になった。特に、教育学部ではこの年以降数年間、科研費の申請は行うものの査定を受けられないという状態が続いた。

前年の不振が影響したのか、1952（昭和27）年度の申請数は前年度の約半分の84件に絞り込まれた。厳選の甲斐あってか、この年の申請数に対する査定件数は前年度より増えており、25件（総額136万円）が交付されることになった。

1953（昭和28）年度には、申請数は前年度より12件増加しているが、採択数は7件減少した。この年の法文学部の採択数・交付金査定額は0であった。教育学部の採択数・交付金査定額は1951（昭和26）年より0が続いていたことから、人文・社会科学系全体でも科研費は0という状態になった。一方で、体質医学研究所が初の査定（2件）を受け、申請額よりも大幅減額されてはいるものの、交付金を獲得した。

以上のように、文部省の科学研究費補助金による研究も進められたほか、1949（昭和24）年度からは、現職のまま一定期間内国内の大学・研究所等に出向いて研究に従事する「内地研究員制度」による教員の派遣が行われている。本学の内地研究員第1号は理学部及び工学部が推薦する広本文四郎（工学部）であり、1949年8月13日の学部長会議において派遣が決まった。

翌年からは全学的に募集がかけられ、13名の希望者が出た。これを受け、1950（昭和25）年5月9日の協議委員会において内地研究員の候補者選定方法が検討された。まずは候補者が6名に絞り込まれ、次に各学部及び体研・学生部の代表者による推挙（投票）を行うこととなり、福井武弘工学部助教授、加瀬佳年薬学部助教授、中原勇理学部助教授が選ばれた。同時に、私費による内地研究員の問題が取り上げられた。特に当時は教育学部の教員問題（教員数が定員に満たず、かつ教授資格を持つ者が不十分）があったことから、教育学部で私費による内地研究員の希望が多くあった²⁷。6月8日の協議委員会では、山下重輔教育学部教授から教育学部教員4名の紹介がなされ、これに対する局長・学長からの所見

が述べられた。その後、決が採られ、全員異議なしということで、公費外の内地研究員についても派遣推薦が決まった。

また、戦後の学制改革によって熊本県に初の文科系の大学が置かれることとなり、文科系の研究が進展を見せた。これを表すものの1つとして、1950(昭和25)年7月26日に設置された「郷土文化研究所」が挙げられる。この研究所で最も特筆すべきは、熊本県下の各校が横断的な「郷土」研究を行い、教育に寄与すべく設置された点である。研究所の創設趣意書には以下のように記された。

…これまで吾が郷土には文科系の大学が存在せず、従って郷土文化の研究は少数の郷土史研究同好者に委ねられ現地には専門科学の研究所もなくて多くは知名歴史家の来訪に依存するに過ぎなかったので、総合的或は継続的研究は著しく制約されて究局は遺憾ながら他地方に比して郷土文化研究の停滞を来したのである。…(中略)…しかし今や熊本の地には三つの大学が開設され文科系の研究室が夫々置かれるという好機を迎え加うるに關係学科の各専門家も逐次来任しつつあって昨年に至り当地に史学会と民俗民族学研究会とが発足し、文科研究の分野は頓に殷賑を呈するに至ったのである。ここにおいて新設各大学の研究室及び本県史跡調査員を中心として、在来の郷土史家並に各専門家の協力を求め併せて關係有志各位の支援を仰ぎ共同一致して郷土文化研究の成果をあげ、以て郷土文化を尊重し、文化教育充実振興のために寄与せんことを期する次第である²⁸

こうして設置された研究所は熊本女子大学内に置かれ、所長には北村直躬熊本女子大学長が就任した。所員としては、熊本大学から原田敏明・松本雅明・森田誠一・忽那将愛・杉本尚雄・岩本政教・福山賢蔵、熊本短期大学からは丸山学氏と佐々久氏、熊本女子大学からは圭室諦成氏と乙益重隆氏、白川中学から布村一夫氏の計12名が名を連ねた。教員構成を見る限りでも、県下の複数の教育機関から、専門を異にする教授陣が文科系から理科系まで研究所に参画している点で、学際的・横断的研究を進めようとしたことが窺える²⁹。

このほかにも、横断的研究によって地域の問題を解決しようとしたものに、「らい研究所」の組織が挙げられる。これは、1948(昭和23)年に熊本市内のハンセン病患者の療養所である待労院が創立50周年を迎えることから、ハンナ・リデルとジャン・マリー・コール神父の功績を末永く讃え、本学の存在を世界的に印象づけることを目的として、熊本総合大学設置準備委員の有志の間で持ち上がった計画を端緒とする³⁰。ハンセン病の神として崇められていた加藤清正を祀っている本妙寺周辺に患者が多く、また、明治期にはこれを見た外国人修道士らが救済活動を展開し、1909(明治42)年には「癩予防二関スル件」に基づき九州の患者を収容する国立の施設が置かれるなど、熊本はハンセン病とは関わりの深い土地であった。1948年当時の熊本医科大学は「らい研究」分野において全国に抜きん出しており、学内外に研究や実地医療に挺身する専門学者を擁していたことから、この研究所の設立は、一方では前述のような目的を持ちつつも、当時誘致運動を展開中であった熊本総合大学の設立の際に熊本を特徴づける意味もあった³¹。

その後、1949(昭和24)年に厚生省が国立療養所菊池恵楓園を拡大する方針をまとめたことを受け、従前の細菌・病理方面の研究ではなく、全科にわたってハンセン病を総合的に研究することになった。このため、同年2月16日の医学部教授会においてこれに協力する「らい研究班」の準備委員を選び、協議を進めることが決定した。1950(昭和25)年5月、「らい研究班」が誕生するとともに、第1回らい特殊研究協議会が開催された³²。この研究

班発足により、特に熊本大学は若手の医師を恵楓園に送り込んで治療の促進・研究の推進にあたったため、恵楓園医局の未曾有の拡充を期したという³³。また、1953（昭和28）年1月には、医学部・薬学部・理学部・工学部の各学部の教授陣50名が参加し、各分野でハンセン病の総合的研究を始めることになり、学内横断的な研究が開始された³⁴。

1954（昭和29）年5月には、鰐淵健之熊本大学長・渡辺九州医師会長・西郷熊本県医師会長が連名で国会に「国立癩研究所熊本設置」についての陳情書を提出した。研究所の設置については4月21日に法案が成立しており、当時は東京と熊本とで誘致運動が繰り返られていた。同年9月、東京に研究所を、熊本に研究所分室を置くことが決まり、これによって1955（昭和30）年7月1日に国立癩研究所熊本分室が菊池恵楓園に併設された。ここには専門の研究委員2名が置かれるとともに、本学医学部教授陣の協力を求めながら研究が進められることとなった。特に、本学の体質医学研究所は当時国内でも「体質」について研究する特殊な研究所であり、唯一のハンセン病の生理学的研究で知られていたため、この機能を活かして研究が進められた。この国立癩研究所分室は1957（昭和32）年8月1日に廃止されることとなったが、以後も本学と菊池恵楓園は医師の派遣等で連携していった³⁵。

（2）教育

教育についても、研究と同様、施設・設備の不十分さと教員配置や組織の問題が大きな壁となって立ちふさがっていた。

大学発足後はまず1年生を対象とする教養教育（一般教養）が実施された。1949（昭和24）年7月14日に「一般教養に関する研究協議会」が開催されており、大学から3名、五高から2名、師範から1名それぞれの代表者が協議を行った。続いて、8月13日開催の学部長会議において、一般教養に関しては理学部長が主事となり、副主任を法文及び理学部から1名ずつ出すという理・法文を中心とする体制にすることが決まった。更に8月18日の協議委員会では、「一般教養の運営について将来の対策案」ということで、学生部長による一般教養の組織図が示されるとともに、教養部を設け、主事を置くことを将来的に考究することとなった。

9月1日に入学式が挙行され、いよいよ授業が始まるという段階になると、同月2日開催の協議委員会では、一般教養に関する案件、例えば、一般教養の教室の利用・建設計画、教養の学生補導の件、一般教養協議会の構成員などが集中的に審議された。同月28日、一般教養協議会が発足し、当面はこの協議会が教養教育を担当することとなった。当時の一般教養は、大学基準協会の「大学基準」に沿う形でカリキュラムが生まれ、その後も基準の改定に合わせ、教養教育のカリキュラムが変更されていった。

また、一般教養に関して文部省は特別の部制を許さないとしていたが、同年9月12日の学部長会議においてやはり組織が必要であると判断、翌1950（昭和25）年1月25日の協議委員会において、「教養部設置案」の検討が始まった。設置案自体は既に前年11月9日付で作成されていた。この案は金沢大学のものを参照して作成されたものであり、その特徴は、一般教養関連の教員による公選で教養部主事を選出し、独立の事務部を置くという点にあった³⁶。各学部委員からは、まずは学部の完成、特に法文と理学部の建設が最も急を要するものではないか、あるいは学生部の強化が緊急であろうという意見も出された。結果、教養部設置規約及び一般教養委員会規程が制定された。また、主事・副主事を置いて

教務課の人員を充てるとした学生部長の提案が了承され、設置案を修正し、学生部で組織その他について検討することになった。1950年2月11日、一般教養教官会議で高野巽教授（五高・法文学部）が教養部主事に推挙され、同月27日の協議委員会でこの件が報告されるとともに、教養部主事は学部長に準じて取り扱いたいとされた。3月10日、高野教授が主事に発令され、以後、教養教育は学内措置として設置された教養部において実施されることとなった。同年5月30日の部局長会議において、一般教養事務組織の件が取り上げられ、当時は副主事（教務課長）を通じて各学部教務担当が行っていた事務体制の見直しが行われ、早急に事務再配置を行うこととなった。更に、6月27日の部局長会議では、教養部の事務組織を設けるべきではないかとの教養部主事の意見を受け、当時審議されていた1950年度予算配分と併せて検討されることになった。その後、協議委員会での検討を経て教養部規約が改正されて専門の事務職員が置かれ、必要な予算については、事務局・学生部の費用とともに各学部及び病院に配分された予算から供出した分で賄うことになった。

1951（昭和26）年度に入ると、各学部で一斉に専門課程が開始された。各学部において教育を展開するにあたり、最も問題となったのはその施設・設備であった。開学当初の熊本大学期成会による大学施設・設備の充実が教養教育を中心に行われていたが、専門教育課程の開始に伴い、各学部の施設や研究器具・図書の実充へと次第にシフトしていった。

こうした中、大学としても大変頭を痛めていたのが、理学部の充実問題であった。当時の理学部は、同じ理系（自然科学系統）である工学部に比して講座・教官・施設・設備ともに大きく劣っており、第1章第3節の表3でも取り上げた「新制大学審査報告書要領」にもあるように、設立認可の条件として、図書・標本・機械器具等の充実が指示されていた。この問題が専門教育課程開始の時期になっても解決していなかったため、以後は大学設置審議会からの勧告を受け、教育研究施設の充実に向けて、環境問題の解決が図られていくこととなった。

第2節 「6・26水害」とその被害

1 「6・26水害」の概要

1953（昭和28）年6月26日、九州北部を豪雨が襲った。この豪雨に起因する水害は、「西日本水害」と称され、熊本県では「6・26水害」あるいは「白川大水害」「熊本大水害」と呼ばれた。被害は熊本・福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島・山口と広範にわたり、特に熊本・福岡両県が大きな被害を受けた³⁷。

この年は、5月下旬より既に連続降雨があり、熊本県では6月20日までに、既に450mmもの雨が降っている状態であったが、6月26日の熊本市の降水量はこれに匹敵する411.9mm、阿蘇山では432.3mmを記録した。1時間の最大降水量は熊本市で59mm、阿蘇山では63mmと、観測開始以来かつてない大雨であった。6月24日から29日までの九州全土の降水量分布を見てみると、最も多いのは筑後川上流にあたる小国地方で、1,000mmを超えた。福岡県矢部村と熊本県尾ヶ石村（現阿蘇市）では950mm、福岡と佐賀の県境にある脊振山系では750mmの大雨であった。熊本県では、広い地域で500mmを超す雨量が観測されたが、これは、白川の計画洪水量の約2倍にあたるほどの雨量であった。一方、長崎県中部から有明海を経

て熊本県山鹿市付近までは舌状の少雨域となるなど、周囲の惨状に比べ、比較的雨量の少ない地域も見られた。

この大豪雨により、26日午後2時頃には、阿蘇地方・白川上流で警戒水位1.8mを超え、その後3mに達するほどの水位が観測された。この頃には県内に大雨警報が発令され、3時頃には鉄道全線が不通になった。阿蘇方面からの濁流は勢いを増しながら下流へと向かい、熊本市を取り囲む白川水系・菊池川水系などが氾濫するなど猛威を振るった。特に、熊本市内中心部へと続く白川の氾濫が被害を拡大させた。同日午後4時20分には市役所付近一帯の浸水が確認された。雨は夕方にかけて激しくなっていき、午後7時頃にピークを迎えている。次第に激しさを増す雨に、次々に避難命令が出され、深夜24時には、市内下通で3m、坪井方面で2m、大江・新屋敷方面で1.5～2m、上熊本方面で1.2mと未曾有の水位に達した。

熊本県においては特に県北部の被害が甚大であり、熊本市では、ほぼ全域が浸水する事態となった。7月14日時点で熊本県警本部がまとめた県下の死者は325人、行方不明者は215人であった³⁸。県内では約38万人が罹災したという。また、熊本市水害対策本部のまとめによると、市内に限ってみても、死者206人、行方不明者125人、被災者概数は19万5,505人で、全人口の68%にあたる人々が何らかの形で罹災していたことになる。また、住居については、家屋全壊449戸、同半壊5,900戸、同流失341戸、同床上浸水3万6,748戸、同床下浸水1万2,226戸であり、市民の約89%が何らかの被害を受けた。この水害の特徴は、罹災地域が熊本市市街地のほとんど全域に及び、特に中心部が大打撃を受けた点にあった。水道・電気・交通・通信といったライフラインの断絶により熊本市の都市機能はマヒし、正確で迅速な災害情報の把握が困難となった。こうした交通網・情報網の寸断により、当初、中央省庁や大手マスコミに熊本の被害状況が十分伝わっていなかった様子が、以下の櫻井三郎熊本県知事の言葉から読み取れる。

通信と交通が殆ど杜絶した熊本の水害泥害は、その損害八百億円を超えているのに、その真相が中央に伝わらず、福岡が一番大きな災害を受けたものとして映つた。戸塚建設大臣、大野国務大臣、山県厚生大臣、関係者の局長たちが次々と熊本に来てみて、始めて熊本の被害の大きさ深さが解つて来たらしい。³⁹

7月2日に熊本県を訪れた大野伴陸国務大臣は、熊本大学から程近い子飼橋・大江町の被災現場の惨状を視察して「こんな水害は生まれて初めて見た。水害というより泥害だ。熊本の被害が一番大きい。東京で聞いた情報と現地で見ると状況はけた違いだ。福岡で県の課長から排土に四億はかかると聞いてまさかと思ったが、これでは無理もない。白川の改修は国の直轄になるように努力する」と語ったという⁴⁰。

水害による田畑の流失、堤防決壊、橋の流失など農業・土木に対する被害も含めた熊本県の被害総額は、830億円を超えるほどのものであった。熊本県の災害対策本部は27日に設けられ、災害救助法の適用を決定した。このように、災害への救助は水害翌日から始まっており、県のほか政府・各市町村に設けられた対策本部がこれにあたるとともに、保安隊・在日米軍・学生・青年団・消防団・婦人会などの奉仕隊が連日1万人以上繰り出し、泥にまみれて郷土の復興に取り組んだ⁴¹。

また、この水害によりこうむった被害の中で大きな問題となったのが、国務大臣が「水害というより泥害だ」と発言したほどに堆積した泥土の処理であった。豪雨で地盤が緩ん

だことにより阿蘇地域に特徴的な火山灰を含む「ヨナ」と呼ばれる土壌が流出し、これが白川を伝って運ばれてきたことで、熊本市内は一夜にして泥の海と化したのである。市内で最も多い所では1.8m、市内中心部に位置する熊本市役所付近で1.3m、その周辺地域でも約20cm～1.2mほどと、ばらつきはあるものの広範にわたって泥土が堆積した。

2 熊本大学の被災状況

(1) 大学周囲の概況

6・26水害は、白川及び坪井川の近くに校舎を構える熊本大学へも大きな被害をもたらした。川のそばに位置する黒髪（南地区）、本荘、坪井、城東町は、それぞれ甚大な被害を受けた。

特に黒髪キャンパスの近くの子飼橋付近は、市内でも最も被害がひどかった地域であった。これは、本学工学部裏付近がちょうど白川の川筋が大きく曲がるポイントであったためである。このため、白川でも一番広い川幅を有しながらも、流れが曲がりきれずそのまま一気に直流して左岸一帯の住家を総なめにした上、鉄筋コンクリート造の子飼橋に1万5,000㎡に達する流木がひっかかり流水を止めたため、橋の左岸付け根を突破した流水が約40mの本流を作るとともに、幅200mにわたって家屋200戸を押し流した⁴²。これにより、工学部は本学でも最大の被害となった。このときの工学部の様子について、「熊本大学新聞 水害特別号」は以下のように伝えた。

白川の濁流工学部内を突っ切る

精密機械が埋没 惨状極める実験室内

阿蘇の火山灰土を含んだ白川の奔流が工学部内を横に突っ走ったため工学部各科教室実験室は一夜にして泥に埋り本学最大の打撃を受けた。南端白川沿いの工業化学教室の惨状は想像に絶し実験室研究室内は濁流に揉まれてドンデン返し。椅子が浮動して机の上に横倒しになり、南第一棟の一教室では室内の机の大半が流失。水没した地下薬品庫では薬品が流出、白煙が立上っている。壁にのこる濁水の跡がああ夜のウォーターレベルを示して南寄りのひどいところでは六尺から八尺。寸尺を超える泥土が各科実験室工場の精密機械を無残にも埋めている。応用力学教室のオルゼン型百トン万能材料試験機は地下部二十尺が完全に埋没、“九州唯一時価二千万円”が泥の中。分解整備しても使えるかどうか疑念だという。X線発生測定装置、分光分析装置などを損失した工業化学科だけでも二千五百万円、電気料も二千万円近い損害というから工学部全体では八千万円を優に突破。⁴³

白川河岸に位置する黒髪地区の当時の様子を図示したのが図1であるが、黒髪南地区全体が冠水・浸水している様子が窺える。

写真1は、上記「熊本大学新聞」にも紹介された工学部応用力学教室の様子である⁴⁴。写真からは、泥土の中に機械の足が埋まっていることがわかる。その上、ここに見えるのは表層部分だけであり、主要機械部分はこの下の深さ7尺、最深部22尺にも及ぶ地下室に置かれていたため、すっかり泥土の中に埋まっている状態であった。奥では教職員が泥土排出作業を行う様子が窺えるが、人の手ではとうてい取り除けるものではなかったため、消防署へ消防自動車の出動を要請した。水害から2週間後の黒髪キャンパス周辺は写真2のような状態であった。積み上げられた泥土の山から、水害の激しさを窺い知ることができる。同じく白川に隣接しており、工学部よりやや河口寄りにあった本荘キャンパスの様子が写

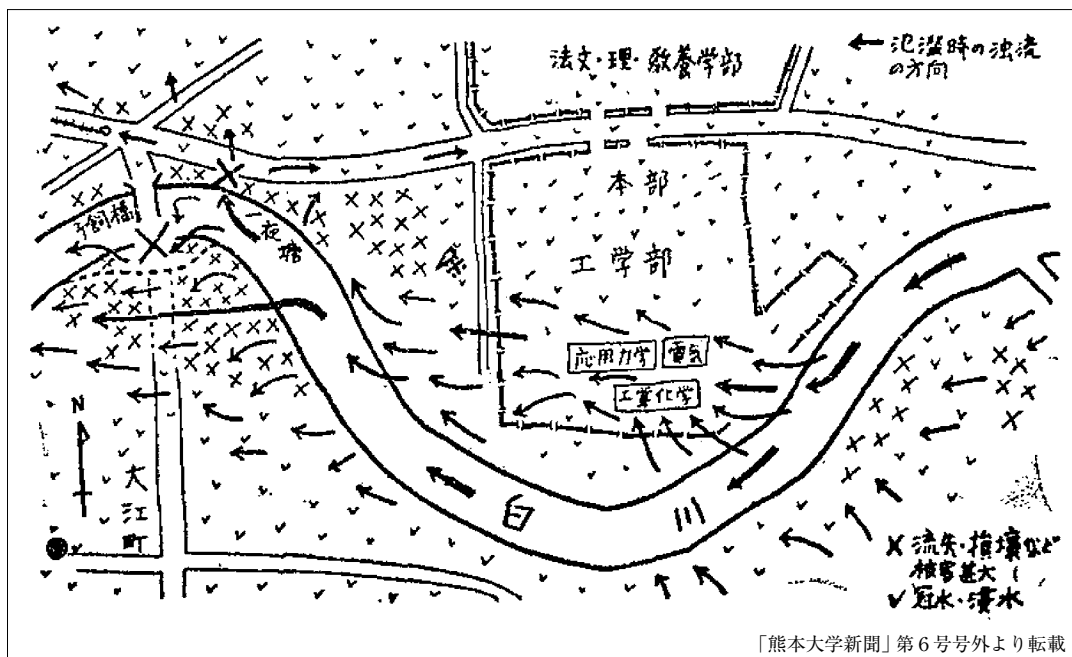


図1 熊本大学周辺の水害状況

真3である。写真を見ると、元の附属病院玄関階段がほとんど埋まっており、玄関の中まで泥が積もっている様子が窺える。また、附属病院には「病院橋」と呼ばれる白川をまたいで市街地と病院を結ぶ橋があったが、これが水害によって流失した。このほかにも、医学部の木工場が高さ10mのがけ崩れにより倒壊寸前となり、附属病院の薬局が天井まで浸水して薬品約5,000万円分が使用不能となるなどの被害を受け、診療が一時マヒ状態となった。

市内中心部にあった坪井の教育学部附属中学校及び城東町の同幼稚園も、校舎側を流れる坪井川の氾濫により水浸害を受けた。当時、附属中学校正門に架けられていた橋は、水害で流されることはなかったものの、橋脚及び橋そのものの腐朽が著しく、児童の通行が危険であると判断された(写真4)。記録によると、坪井教室は床上3尺ほど、場所によっては5尺ほど浸水した。また、坪井教室の川向かいにあった附属幼稚園は、押し寄せる水によって校地の煉瓦塀及び正門・通用門が倒壊した。写真5にあるように、通用門はその門柱を残してほぼ根こそぎ流されており、その後ろには流出して運ばれてきたジャングルジムが横たわっているの見える。水はこの塀をなぎ倒して園内へと侵入しており、保育室の浸水は床上4尺、泥土は床上1尺まで積み上がった。

やや河川から離れた位置に置かれている大江の薬学部キャンパスでも、水害の被害を受けた。写真6のように、薬学部キャンパスの塀も東西にわたって水で流されており、周囲には泥が堆積した。理学部の松本唯一教授の調査によると、薬学部周辺は24~140cm浸水し、校内には3~15cm程度の土砂が積もった。ほかのキャンパスに比べ校舎の被害は僅少であったが、薬草園は壊滅的な被害を受けたという⁴⁵。



写真1 黒髪キャンパス(工学部)の被害の様子



写真4 坪井教室(附属中学校)の被害の様子



写真2 黒髪付近の様子(水害2週間後)



写真5 城東町キャンパス(附属幼稚園)の被害の様子



写真3 本荘キャンパス(附属病院)の被害の様子



写真6 大江キャンパス(薬学部)の被害の様子

(2) 大学の対応

このような未曾有の水害に対し、本学事務局が早い段階から注意を払っていた様子が事務局の『水害日誌』⁴⁶から読み取れる。この記録は、6月25日の午後3時に大雨注意警報が発令された時点から始まり、水害の様子や対策について、7月17日に至るまで簡潔に記されている。以下本学の対応を、日誌の内容に沿って紹介する。

まず25日午後3時、大雨注意警報が発令され、この時点で熊本市内目抜き通りの下水の水はけが悪くなり、一時交通が途絶した。またこの頃、梅雨前線が中部九州にあり、大雨への警戒が必要であったとした。

翌26日は、午後2時29分に大雨警報が発令されたとの記述から日誌が始まる。午後2時50分に警戒警報第1号が発令され、この頃より白川に架かっていた各橋が危険な状態に陥り市街地が次々に浸水していることが記されている。午後5時、警戒警報第2号が発令され、隣町の薬園町一帯が浸水した。蓮台寺橋と安己橋が次々に流失していき、午後5時50分には本荘の病院橋が流失した。6時を過ぎた頃、「豪雨時々刻々と激しさを加える」とあり、雨が一層強まっていった様子が窺える。6時15分には薄場橋が、30分には世安橋が、6時40分には明午橋が流失した。7時頃、368mmの雨が降る中で、いよいよ子飼橋が危険な状態になった。行方不明や流失の情報をラジオで集め対策を練るとともに、宿直員を1名から3名に増員した。7時50分には医学部の一部が置かれていた大江町九品寺一帯が浸水し、その他の地域でも浸水・がけ崩れ・堤防決壊等が相次いだ。午後9時30分、有明海が満潮を迎え、市全域が浸水すると、市内各所に白川・坪井川の水が溢出し、「河魔跳梁」の状態となった。この頃本学では、宿直者が大学付近の罹災者・避難者へ工学部講堂を開放するとともに、水深が120cmを超え、胸まで水に浸かった状態の中で避難誘導を行っている状況であった。しかし、刻々と増水してきたことにより、本館へと誘導することになり、9時40分ようやく完了した。そして午後10時、大江渡鹿の高齢者施設・弘済寮が流失、一夜塘決壊、子飼橋右岸一帯の宅地が流失するという、この水害最大の惨事が起こり、このとき、130戸200余名が犠牲となった。『水害日誌』には「丈余の河魔跳梁、縦横無尽に所かまわず翻弄する。子飼薬園二階迄浸水す」と書かれている。丈余、つまり3m余りの水が押し寄せてくる中、後述するが、本学の学生・寮生らは子飼橋付近で流された人々の救助に奮闘していた。

27日、日が変わってもなお雨は降り続いた。この日の日記の冒頭に「各地惨害により各職員連絡不充分。茫然とした暗夜の惨害から復旧に乗り出す」とあり、雨の様子を見ながらの復旧に向けた動きが始まった。夜明けとともに雨は小降りになった。しかし外が明るくなり、次第に水が引いてきた中で見えてきたのは、一夜にして「ヨナドロの真黒い臭気と濁水で家屋内も通路も区別がつかないドロ街」に変貌した街の姿であった。午後0時25分には警戒警報が解除されたが、その後も依然として雨はやまなかった。そして午後1時、臨時学部長会議が開催され、大学本部に「熊本大学災害対策本部」が設置された。更に各学部ごとに対策本部を設置し、国有財産と職員の罹災状況調査を始めることとなった。

28日、臨時学部長会議と水害対策協議会が開催された。詳細は不明であるが、この日各職員の罹災復旧が開始された。

29日にも臨時学部長会議と水害対策協議会が開かれた。罹災状況把握のため各学部長あてに各職員罹災調査書・国有財産被害調査書・物品被害調査書等の調査文書が発送された。この時点ではまだ電信・電話が不通であったため、交通機関を用いて、あるいは自転車・徒歩による連絡を毎日午前・午後に1回はとることが定められた。また各災害状況を写真で記録しておくようにとの指令が出された。この日の協議会では、工学部応用力学・化学の各教室や教育学部坪井教室と附属幼稚園、医学部附属病院等一部の状況が判明した。更に、法文・教・理・工等の職員で集会所・寮に避難した罹災者家族のうちの特に子どもに対し、学長から見

舞い品を贈呈することになった。なお、熊本大学はこの日から1週間臨時休校となった⁴⁷。

30日も学部長会議・水害対策協議会が開かれ、各職員は災害状況報告のため、必ず一応は出勤することとなった。また、法文・理・教・工の学生への学長見舞いが配付された。

7月1日、この日からようやくラジオ・新聞等の情報により、被害状況が明らかになってきたようである。そこで、文部省本省あての災害状況第1報を出すことになった。また、学部長は毎日午後1時に対策本部に出向することが決まった。

7月2日には、学内に多く残る避難者に対する防疫対策が行われた。石灰・カルキ・クレゾールが各罹災者に配付され、本部施設の防疫も行われた。

翌3日には、施設の応急復旧のため、熊本大学期成会から50万円を借用することになった。そこで水害対策協議会では、特に被害がひどかった法文・理・工・病院・医に各5万円ずつを配付した。

4日以降の日は簡潔にしか記されていないため、詳しい点は不明であるが、まず4日には本省へ再度被害状況を報告し、また、連日同様の学部長会議・対策会議が開かれた。翌5日、文部省の施設部長が被害調査のため来学し、本学で最も被害を受けた本部・工学部を視察した。これより本省からの視察が続き、7日には福利課共済組合係長が、8日には予算班主査3名が来学して病院・薬学部の調査を行った。9日には事務長会議・組織委員会・協議会が開かれ、本省調査官との協議を行った。また、10日には同調査官による教育学部・医学部・病院の調査が行われた。

(3) 復興に向けて

一刻も早い復興を目指し、まずは被害の状況把握が進められた。本学学生及び職員の罹災状況は表5及び表6のとおりである。

表5 学生の罹災状況

種別	学部 法文学部	教育学部 (4年課程)	教育学部 (2年課程)	理学部	医学部	薬学部	工学部	計
在籍数	822	743	456	380	397	325	875	3,998
死亡	0	0	0	0	1	0	2	3
行方不明	0	0	0	1	1	0	1	3
負傷	2	0	0	0	3	0	4	9
自家 全壊流出	1	4	0	0	0	1	2	8
床上浸水	93	75	47	49	37	38	90	429
床下浸水	3	43	20	9	11	17	45	148
下宿 全壊流出	7	2	2	4	5	1	2	23
床上浸水	55	33	107	25	70	67	116	473
床下浸水	0	7	3	8	26	93	14	151
罹災者数	159	164	179	95	149	217	296	1,259
被害なし	187	350	90	98	248	108	462	1,543
連絡なし	478	229	187	187	0	0	144	1,225

学生部調べ、1953年7月15日現在

表6 職員の罹災状況

種別	学部	本 部	法文学部	教育学部	理学部	医学部	薬学部	工学部	体質医学 研究所	附属 図書館	医学部 附属病院	計
在籍数		97	87	205	87	242	71	155	40	25	336	1,345
罹災者数		38	25	80	39	116	17	77	20	11	132	555
非罹災者数		59	62	125	48	126	54	78	20	14	203	789
罹災%		39%強	30%弱	39%強	45%弱	48%強	24%弱	50%強	50%	44%	39%強	41%強

1953年7月8日現在

種別	学部	本 部	法文学部	教育学部	理学部	医学部	薬学部	工学部
傷害状況	本人	1	1	2	1	5	0	1
	家族	1	2	2	1	6	0	0
災害状況	自宅	23	12	32	14	55	8	37
	借家	14	13	42	25	54	8	37
	下宿	1	0	6	0	7	1	3
	計	38	25	80	39	116	17	77
	倒壊	0	0	1	0	2	0	0
	半壊	3	2	1	1	7	1	5
	流失	0	1	3	0	6	1	2
	一部流失	0	0	2	0	6	0	0
	浸水 (床上4尺以上)	23	16	33	15	49	12	29
	浸水 (床上4尺以下)	14	8	34	12	46	3	28
床下	1	0	12	12	19	1	18	
計	38	25	84	39	126	17	77	
家財	破壊	9	7	18	8	30	1	2
	流失	12	2	26	13	37	4	21
	浸水	23	23	61	23	88	6	32
	冠水	26	2	7	6	36	6	28

種別	学部	体質医学 研究所	附属 図書館	医学部附 属病院	計	被災者(555名) に対する%	備 考
傷害状況	本人	0	0	9	20	4%弱	漂流重傷2 死亡1 行方不明8
	家族	0	0	9	21	4%弱	
災害状況	自宅	6	4	69	260		
	借家	13	7	55	268		
	下宿	1	0	8	27		
	計	20	11	132	555		
	倒壊	1	0	1	5	1%弱	
	半壊	4	0	11	35	6%弱	
	流失	0	1	3	17	3%強	
	一部流失	0	0	0	8	43%強	
	浸水 (床上4尺以上)	7	5	51	240		
	浸水 (床上4尺以下)	8	3	47	203	37%強	
床下	5	2	31	101	18%強		
計	20	11	132	569			
家財	破壊	5	0	34	114	21%強	
	流失	5	1	37	158	29%強	
	浸水	12	3	86	357	64%強	
	冠水	5	5	37	158	27%強	

『昭和二十八年七月 職員罹災状況調査 熊本大学(含 学生水害罹災状況報告)』(熊本大学30年史資料)より作成

職員の罹災者数は555名で、全体の約41%が罹災したことがわかる。傷害状況を見てみると、漂流による重傷が2名いたが、死者は出なかったようである。しかし、家族に死者・行方不明者が出た者もあった。また、災害状況を見てみると、500名を越す職員の自宅が浸水しており、特に医学部及び附属病院に多く見られた。これは、職員の多くが被害の大きかった本荘周辺に住んでいたためと思われる。学生はというと、水害当初は存否の連絡がとれず、行方不明扱いの者も多くあり、罹災学生は全学生の7割とも伝えられた⁴⁸。その後次第に正確な状況が明らかになっていき、7月15日時点の調査では、少なくとも約3分の1が何らかの被害を受けており、痛ましいことに、死者3名、行方不明者3名が出ていることがわかった。多くが自宅又は下宿の流出・浸水を経験した。最終的には、行方不明者3名も含め、6名の大学生と1名の附属中学校生徒が帰らぬ人となった。

罹災者に対する支援として、7月9日開催の協議会の緊急動議により、熊本日日新聞社の募金に教職員として協力する方針が決められた⁴⁹。そのほかにも、水害まもない頃に学長から水害者への見舞い品として下着類など現物が配付された。学生側は、熊本大学新聞会を中心として「学友助け合い運動」を訴え、水害義援金を募ることになった。

学外からも、本学への支援があった。十條製紙株式会社（現日本製紙株式会社）の八代・坂本両工場や九州電力株式会社、熊本医科大学同窓会東海支部等から見舞金が寄せられ、文教協会等からは現物（当時調達が困難になっていたオーバーヤズボン・スカートといった実用品）が届けられた。復旧にあたっては人力の提供もあり、校舎からの泥土の排出や埋没した機械類の掘出等へ協力があった。

そのほかの取り組みとしては、7月13日に九州地区国立大学事務局長会議が開かれ⁵⁰、「災害対策についての要望事項」がまとめられたことが挙げられる。要望書には、災害復旧費や応急復旧費の追加計上、罹災学生・罹災職員への見舞い・手当や貸付金、あるいは今後も災害が予想される九州地区の建物建設にあたっての留意事項などが記され、文部省へ提出されることになった⁵¹。

次第に被害の全貌が明らかになっていき、本学の被害は8,000万円とも1億5,000万円とも報じられた。災害復旧費は1953（昭和28）年8月13日の評議会で表7のように報告された。

表7 水害復旧に要する経費

事柄	金額	内 訳								
		本部	法文学部	教育学部	理学部	医学部	薬学部	工学部	図書館	病院
1. 施設復旧費	155,124,967									
(内訳)										
泥土排除費	25,454,022									
土地復旧費	8,142,200	1,261,000	599,080	19,557,470	71,950	7,471,600	3,146,825	13,042,652		109,974,390
建物復旧費	97,390,245									
工作物復旧費	24,138,500									
2. 設備復旧費	147,166,679									
(内訳)										
備品	103,675,561	1,263,000	165,000	2,676,300	3,334,000	437,000	260,000	102,695,593	4,119,233	32,216,553
消耗品	43,491,118									
3. 応急措置費	2,540,177	161,135	39,470	455,000	11,800	47,000	30,000	620,800	2,000	1,172,972
4. 施設復旧事務費	3,100,000									
(内訳)										
人件費	1,090,000									
旅費	570,000									
事務費	1,440,000									
5. 超過勤務手当	1,634,500									
計	309,566,323									

『評議会議事要録 昭和28年8月13日起 熊本大学』より作成

水害復旧必要経費は大きく①施設復旧費、②設備復旧費、③応急措置費、④施設復旧事務費、⑤超過勤務手当の5つに分けられており、約3億1,000万円が見積もられていた。この中でも施設と設備の復旧費だけで3億円余りが計上された。①の施設復旧費（泥土排除・土地復旧・建物復旧・工作物復旧）を最も多く必要としたのは医学部附属病院であり、施設復旧費のうちの約70%、全体でも約35%を占める1億997万4,390円と試算された。これは、附属病院の敷地のうち病院橋付近が特に被害が大きかったこと、また、本荘のみならず当時分院が置かれていた藤崎台も、地盤が大きく陥没する等の被害を受けたためと考えられ、附属病院は応急措置費だけでも117万円ほどが必要とされた。また、施設はさほどではなかったものの、設備の復旧費に多大な費用を要したのが工学部であった。施設復旧費は約1,300万円と、附属病院よりは少ない額であったが、高価な機械類が水没した上泥まみれになったこともあり、設備復旧費として1億270万円ほどが必要であった。工学部と附属病院のみで復旧費全体の約8割を占めることになり、いかにこの2ヶ所の被害が甚大であったかが窺える。そのほかに、復旧にあたっては多くの人員を必要としたことから、人件費や超過勤務手当等で約360万円が計上された。

また、学外の諸問題への対応もなされた。

医学部では、水害まもない頃から熊本市水防本部衛生局の対応に協力し、医療班3班を組織して、県側医療班とともに伝染病の発生に備えて各校区の巡回を行った⁵²。そのほかにも環境衛生への取り組みとして、医学部寄生虫学教室は水害3日目の6月28日より街へ繰り出して虫卵調査を開始し、「第二の脅威」といわれた水害後に想定される病害への対策を開始した。この「第二の脅威」への対策は、寄生虫の問題のみならず、排泥作業にあたった人々に発症した異常な湿疹問題、あるいは市民に親しまれた白川の水質調査等、さまざまな面から行われた。

同時に、本学の叡智を結集し、将来の災害対策へ向けた取り組みも始められた。鰐淵健之学長は、水害直後、以下のように科学的な研究の必要性を述べていた。

…されば之が対策を講ずるに当っては、十分に過去を検討し反省し、単なる復旧ではなく、新たな施策によって将来再びこの惨事を繰り返さない様にしなければならない。之には専門の学者の科学的研究の結果に従って大自然の真の力を知り、之を敬し、之を怖れ、その意に適った施策を行わねばならない。此度の災害を経験して清正公の治山治水の功績を称える人は益々多いが、あの卓越した施策は、公の阿蘇と白川に対する真摯な研究と宗教的信念の賜である事を知るべきである。大自然こそ神であり仏である。神仏を信ずる人にして初めて大自然の意に適った施策が出来るのである。重ねて云う、熊本の治山治水は蘇山を敬し白水を愛する事に初まり、その施策は科学的根拠に基づきその実施には宗教的信念を以て当らねばならない。⁵³

かくして、熊本大学として阿蘇・白川の総合的な研究を行っていく旨が明らかにされた。8月12日の各学部連絡委員会において、人文・自然領域にわたる地元大学として独自の阿蘇及び白川の総合的研究に着手し、将来の防災に資せんとする「阿蘇および白川研究所」計画が明らかになった。これには内々に交渉を行った文部省も乗り気という^(ママ)ことで、あとは地元の協力と大蔵省の理解が必要であると報じられた⁵⁴。また、この日「阿蘇総合研究機関打合せ会」が工学部会議室で開かれており、会には水上長吉熊本県副知事も出席した⁵⁵。

早くも15日には、遠藤誠道理学部長のもとに法文学部を除く5学部から約60の研究テーマが提出された。テーマは、第1部門として高山植物の生態研究とその栽培、第2部門として地質及び土壌の調査研究(白川)、第3部門として火山の噴出物及び地熱・地下水の研究、第4部門として土木・工学的研究、第5部門として資料収集その他の5つの部門に大別され、予算措置の決定を待たずに着手し、大学事務局の方で文部省その他の方面へ予算獲得の折衝を行っていくことになった⁵⁶。

新聞紙上でこのように華々しく研究所設置の動きが報じられた一方で、学内事情はやや異なっていたようである。8月27日の評議会では、「阿蘇総合研究所設置に関する件」が議題として取り上げられ、研究所の設置が諮られた。背景には、阿蘇の総合研究について科学研究費の申請をしたが通らなかったこと、また、8月3日に九州大学より西日本水害の総合研究のために資料を提供して欲しいとの依頼があったが、これに限らず熊本の立場からして他の大学に先んぜられる前にその態度を決めておかねばならないであろうという事情があった。しかし、既に京都大学の火山研究所が戦前から設置されており、この研究所と同様のことをしては設置の見込みがないのではないかという見解もあった。一方で阿蘇が世界的に有名になってきていることもあり、これは熊本の大きな「ローカルカラー」であるため将来的にも世界的研究所にしていきたい、営林局の協力もあるだろう、として設置を強力に推す声もあがっていた。更に、大学はまだ充実過程にあり、大学院設置の問題もあるため、まずは学部充実が先決であるとする意見もあった。こうして喧々諤々の議論が交わされた結果、まずは文部省に「阿蘇総合研究所」についての意見を出してみることにになった。

しかし、8月29日付の「熊本日日新聞」に水害に関する熊本大学の研究中間報告が掲載されるなどの個別の動きは見られたものの、その後の大学の議題に研究所設置の件が取り上げられることはなく、設置認可に至ることはなかった。

(4) 学生の救助活動と水害遭難学生慰霊祭の開催

6月26日、水害により市内各所で浸水被害が相次ぐ中、白川の曲折地点にほど近く、市内最大の被害を出した地域に位置した黒髪キャンパスでは、学生による救助活動が行われた⁵⁷。

その主体となったのは、法文学部校舎に置かれた学生寮生であった。外出していた寮生が、午後7時頃から子飼橋付近が歩くことができないほど浸水している状態を報告した。そこで寮委員会が開かれ、キャンパス周辺の住民の救助活動を行うことが決まった。

午後8時頃、全寮生が集められ、救助活動に取りかかることになった。救助には、寮生だけでなく当日汽車がストップしていたため泊まり込んでいた汽車通学生も加わり、全部で150名ほどが各方面へ出動した。中でも工学部寮(工友寮)方面へ向かった組は、大学前の国道が2m近くの激流になっていたため、一旦引き返してたまたま合宿していた山岳部からザイルを借りて国道を泳いで渡ったり、赤門前を川舟で避難していた人物から舟を借りるなどして、救助にあたった。救助は午後10時頃まで続けられ⁵⁸、40名ほどが学生寮へ避難した。

避難住民は知命堂に収容され、学生寮の各部屋から拋出した畳・布団・シャツ・下着などが提供された。翌日になると、次々に市民が避難してきて150名ほどまで増えた。避難者に対しては、学生寮で買い込んでいた食糧で500人分の炊き出しを行ったり、食糧調達

に出かけたりしたほか、災害対策本部へ救援要請の交渉などを行った。

こうした活動は学生部長に無断で行われたため、翌日、学生部長からこっぴどくしかられたという。だが、このことは後に新聞でも大きく取り上げられ、地域住民から感謝の言葉が寄せられた。

しかし、6月26日の水害では、理学部学生1名、医学部学生2名、工学部学生3名、教育学部附属中学校生徒1名の計7名の犠牲者が出た。水害後、学生たちは級友の遺体を方々探し回ったという⁵⁹。そして、一部の遺体は級友らが引き取るようになったものの、火葬場も被害を受けて使用できないとのことで、弔いの意味も込め、教室裏で「学内葬」ということで火葬された。また、寮にいて遭難したある学生の遺体は、寮生たちの手で納棺されたという。このように、死者・行方不明者が多く出て市中が混乱しているさなか、学生たちの手でひっそりと級友が見送られた。

水害からちょうど4ヵ月後の10月26日、本学の犠牲者を弔うために熊本大学及び各学部自治会の共催による「熊本大学水害遭難学生慰霊祭」が執り行われた。慰霊祭は理学部講堂で開かれ、遺族のほか大学教職員や在校生など約450名が参加した。学生部長による開会の辞の後に全員での黙祷が捧げられた。また、学長と自治会代表による弔辞と遭難学生の友人7名による追悼の辞が読み上げられ、遺族代表による挨拶があった。

学長は、水害時における学生の活躍、あるいはその後の学生たちについて、次のように述べた。

…本学に於ては直ちに1週間の臨時休校を決定し、水害対策本部を設けて7月6日迄連日学部長会議を開いて応急処置を講じ、一方文部省よりは7月5日田中施設部長の視察を初めとして数回係官の被害実情調査がありました。被害の最も甚だしかったのは工学部と附属病院であります。被害は各学部に亘り、施設復旧に1億5千5百万円、設備復旧に1億4千7百万円、応急措置費として250万円其他合計3億9500万円を復旧予算として要求し、目下臨時議会に於て審議中であります。差当りは2千万円の繋ぎ資金を以て応急措置を行っている始末であります。以上の如く此度の水害によって多くの罹災者を出し貴い人命すら失って大学の蒙った痛手は大きいのでありますが、その反面に於て私は学生諸君の示した多くの美挙を知って喜びに堪えない者であります。その主なるものを列挙いたしますと、6月26日夜大学周辺の出水甚だしく危険が迫ったと見るや、習学寮の寮生諸君は総代出井昇君以下全員179名が出動して、或は教官宅の応援に、或は市民の救助にあたり、自己の生命の危険を冒して深夜迄活動し、20数名の人を救助して之を寮に収容し、温き保護を加えました。医学部の学生諸君は、自治委員長佐々木忠重君統率の下に、水害翌日より教官宅の救援に、学友高田、宮川両君の死体捜査に尽力、6月30日より本学水害対策本部の要望に応じて救護班を編成して市内の巡回治療に当ること7月19日に及んでおります。工学部は被害も最も甚大でありましたが、当夜工友寮も濁水の洗礼を受けるや寮生126名は、総代飯野範三君の極めて適切なる統制と一同の敏速なる活動により被害を最小限に止め、その後も排土その他の後始末に、或は教室の清掃復旧に、或は滝川、小倉両学友の死体引取りと火葬に懸命の努力を払い、その復旧を大いに促進せしめました。尚其他にも教官や学友の救援に、下宿や隣人の加勢に骨身を惜しまず働いて感謝された人は枚挙に遑ありませんが、中でも理学部の豊里清治君の如きは、当夜子飼橋畔の下宿が浸水して危険に類するや、下宿の子供を安全な場所に救出し、更に活躍中力尽きて水中に没し去ったのであります。この他にも遭難された学生中には人命を救助せんとし、或は下宿の加勢中に

犠牲となられた者もあるやに聞いております。あの混乱と危険の中に示された之等の行動は、人類愛の極致でありまして、この犠牲的精神があれば、水害復旧は勿論、我民族の復興の容々たるものであると存じます。近頃青少年の行動には寒心に堪えないものがあり、本学学生に対しても又兎角の批評の免れ難い時、私はこの度の数々の美しい行動を知って恰も水害後の泥の中に祖先伝来の家宝を見出したるが如き感が致し、誠に心温る思いが致し、本学の物質的損害も大きいし、水中に浸し去った人は再び還っては来ませんが、ここに知られた数々の美挙は、単に社会から感謝され、本学復興の原動力となるのみならず、失はれた学友の冥福を祈るよすがともなる事と信じます。私は皆様と共にここに感謝を新たにし、重ねて之等の学生に感謝したいと存じます。…⁶⁰

以上のように、学生たちの活動なくしては救えなかった命、また、学生の協力あって大学が復旧しつつあることに対し、改めて感謝の言葉が寄せられた。

第3節 キャンパスの再編成

1 教養教育施設の充実

大学設置認可後、一般教養の実施については、理学部・法文学部・教育学部の代表による研究協議会によって準備が進められた。

1949(昭和24)年9月、第1期生となる入学生を迎え、一般教養の行われる教室について、法文・理・教育の3学部は旧第五高等学校施設、工学・薬学の2学部は旧工業専門学校施設を利用することになった。

しかし、教養教育のための施設の確保が重要な課題であった。そのため、1950(昭和25)年1月27日に施設委員会が開催され、今後の施設整備について議論が行われた。その結果、施設については、一般教養、戦災学部、学部研究施設の順で整備していくことが決定され、住宅問題と理学部建設については、施設委員会内に分科会を設けて進めていくことが了承された。

この会議で、大学本部を五高内の東光原左隅に置くことが決まり、教養は学部建設に含めて第1分科会、宿舎については第2分科会が担当して検討することになった。

2月3日の会議では、計画された一般教養教室は1,300坪の規模で、予算は2,000～2,500万円かかるとされた。教室の建設費は、法文学部が520万円、理学部が220万円を供出し、不足額については残りの各学部が平等に負担する案が提示された。しかし、この案を採用すると各学部負担は22%となり、これでは学部運営ができないという反対意見が出され、協議の結果、一般教養教室の本年度の建設は最小限の600坪とし、残り700坪は次年度に建設するというで決着した。続いて6日の委員会では、一般教養教室の建設費を大学で全額負担するのは困難であるとして、県側と交渉し、熊本大学期成会の援助によって建設することが決定した。

熊本大学期成会では5月18日に常任委員会を開き、寄付金1,130万円で旧五高内の東光原に校舎2棟を新築することを決定した。これにより、6月25日に教養教室第1期工事に着工、10月23日に木造2階建2棟が竣工し、25日に落成式が挙行された。

A棟は建坪181.5坪(598.95㎡)で延面積362坪(1197.9㎡)、1階は普通教室4と2階は200

名収容の合併教室2である。B棟は建坪145.2坪(479.16㎡)で延面積290.4坪(958.32㎡)、120名収容の合併教室4と80名収容教室2である。便所は12.78坪(42.174㎡)であった。建設費は、A棟544万5,000円、B棟435万6,000円、便所28万1,160円で、附帯設備費90万円とその他の経費を入れ、1,103万1,110円であった。

しかし、当時の教養の学級編成は19学級、学生数1,076名(男子1,052、女子24)で、この2棟だけではなお教室が不足していた。

そこで、1950(昭和25)年11月14日に大学は期成会に教養教室の建設を要請した。そして、12月6日から、第2期工事として木造2階建・便所平屋建のC棟建設に取りかかった。工事は当初1951(昭和26)年4月末日竣工予定であったが、1950年6月に勃発した朝鮮戦争による特需が起り、資材の高騰とセメント不足により基礎工事がはかどらず、瓦の調達遅延などの悪条件にも見舞われ、予定より1ヵ月以上遅れた6月10日に完工した。落成式は8月18日に行われた。建設費は445万7,500円であった。

この3棟の完成後も、教室は必要数の半分にも達しておらず、特に理系教育及び研究室は皆無の状態であった。そこで、理系教育の建物としてD棟が建設されることになった。1952(昭和27)年5月に期成会に建設要請が出され、6月に承認された。D棟は木造2階建て建坪150坪(495㎡)延坪300坪(990㎡)、附帯設備として黒板・階段・流し・ガス台・顕微鏡台・天秤台・電動機台・棚などが備えられたもので、11月27日に着工し、翌年11月25日に竣工した。落成式は12月1日に挙行された。建設費は677万8,000円で、それ以外に、D棟から便所への通路(コンクリート)と側溝工事に4万7,600円を要した。

D棟は当初便所を建物内に設ける計画で、延坪は320坪であった。ところが「特別建築法」により、1000㎡以上の建物は防火壁を設置しなければならないことになった。防火壁には30万円ほどの予算がかかり、また、便所を分離すると、教室の数及び広さの変更はないまま延坪が300坪(990㎡)となり、防火壁の設置費用が不要なことから便所を分離したのである。その結果、建物は3間半短縮された。この計画変更は、工事着工直前の11月13日に施設委員長から各学部の施設委員あて書面で行われた。

続いて1952年(昭和27)年11月10日に、実験研究室として木造平屋建のE棟建設に着工した。建坪199.5坪(658.35㎡)で、1953(昭和28)年2月20日に竣工した。建設費は448万円であった。

また、1951(昭和26)年2月5日に、教養教室の机と椅子が不足していることから至急準備してもらいたいと要望し、その経費についても期成会に負担してもらうことになり、長机186・長椅子187が7万3,300円の費用で7月5日に大学に寄贈された。

このようにして、発足当時は期成会によって教養教室が建設され、大学に寄贈された。

2 国策による国際交流

1951(昭和26)年1月、熊本大学法文学部に外国人教師を招聘することが協議委員会において報告された。報告によると、連合国軍総司令部関係勤務者として来日中のマルチン氏が特別の計らいにより東北大学教師として日本に残っていたが本学に割り当てられたため、4月から英文学担当として招聘することを決定したものである。しかし、結局は同氏の招聘は叶わなかったようで、同年3月末、本学初の米国人招聘教師としてドンブラス博士が法文学部に着任した。その後、法文学部ではドンブラス博士の後任として1954(昭和29)年にアー

ネスト・ピ・ヤング氏を、更に1956(昭和31)年にフレッド・T・ペリー氏を外国人教師としてそれぞれ迎え入れている。

また、開学当初より海外からの留学生の受け入れが行われてきたが、戦後日本の本格的な留学生受け入れである1952(昭和27)年開始のインドネシア政府派遣留学生の受け入れに伴い、1954(昭和29)年には「国費外国人留学生招致制度」が開始された⁶¹。その当時本学に在籍していた留学生は1956(昭和31)年度段階では医学部に韓国からの1名と中国からの3名、工学部に韓国からの2名と中国からの1名の計7名、1958(昭和33)年度においても医学部に韓国からの1名と中国からの3名、工学部に中国からの1名、法文学部に韓国からの1名の女性がいるにすぎなかった。1958年1月20日に「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」が締結されたことに伴い、1960(昭和35)年よりインドネシア賠償留学生の受け入れが開始され、本学では1961(昭和36)年に2名を工学部に受け入れた。こうした中、同年3月1日に学則が改正されるとともに「熊本大学外国人学生規則」が施行された。留学生規則については、既に1955(昭和30)年3月の段階で、前年来日し本学への留学を希望していた香港華僑留学生らが熊本日日新聞に留学生規則を制定して欲しいとの投書をしていたなどの経緯もあり、規則の制定が望まれていた。1961年によく規則の制定がかない、ここにおいて入学を志願する留学生の選考は、当該学部が出身学校の状態を考慮しながら、修学に必要な程度の言語能力と筆記能力をそれぞれ考査することが定められた。なお、この年にはライシャワー米駐日大使が熊本を訪問しており、本学にも来学している。

翌1962(昭和37)年にもインドネシアから1名、台湾から2名、沖縄から5名を留学生として受け入れた。同年10月にはドイツのアレクサンダー・フォン・フンボルト財団事務局長のプーファー氏が来熊、11月には熊本日独協会発会式が行われ初代協会長に本田弘人学長が就任するとともに協会事務局が本学に置かれるなど、国際交流の進展に向けた動きが見られた。また同年には、政府が在ブラジル日系二世留学生受け入れ制度を開始し、本県においても県費留学生制度を開始されるなど、新たな制度に基づく留学生の受け入れも始まった。

1963(昭和38)年には、熊本県の県費留学制度に基づき、ブラジルからの留学生1名の受け入れが決まった⁶²。この年、外国人学生規則が廃止され、新たに「熊本大学外国人留学生規則」が制定されるとともに学則が改正された。4月には本田学長がドイツ連邦共和国政府・同連邦政府新聞情報庁の招聘を受けてドイツを訪問、また、6月には日中友好協会などの招きにより来日中の中国の視察団が来熊し、中国研究会の本学学生らと日中関係についての座談会を開くなどの交流が行われた。更に秋頃には、来日中の国際大学協会事務局長キーズ・オックスフォード大学教授に対して本田学長が非公式に国際大学協会加盟の申請を打診し、内諾を得た。同協会への正式な加盟申請手続きは翌年1月に行われ、4月頃には加盟が認められた⁶³。

3 専門研究課程の設置

(1) 専攻科の設置

①工学部専攻科

工学部専攻科は1954(昭和29)年4月に設置された。この専攻科設置の目的については、

国立新制大学開設以来既に四年有余を経過し昨年三月第一回卒業生を送り出したが現在までの養育実績に鑑み恐らくこれ等卒業生の専門的実力は従来の旧制大学出身者に比し可成り低位であることは当事者の痛しく認める所である。

殊に工業関係では新制大学教育は専門学校専門学校と旧制大学との中間に位して一般技術者養成を高めた一面の特徴は認められるが指導的技術者養成の見地から論ずれば中途半端であって従来の旧制大学出身者の実社会に於ける業績を継承しこれを向上せしめて行くに足る実力を与えるには何としても不十分である。

従って若し現在の新制大学教育だけで工業技術教育を完了したとするならばやがては我国工業界の新派発展に重大なる支障を生ずるに至るであろう。

依って新制大学卒業生中の優秀なる者から相当数を選びこれに一層高度の補習教育を施し旧制大学卒業生以上の技術的実力を具備した人材を工業界に送り込むようにすることが現下の急務であると信ずる。

とされ、土木建築工学科・機械工学科・採鉱冶金学科・電気工学科・工業化学科に定員各4名、計20名の専攻科が発足した。

なお、工学部専攻科は1960年(昭和35)年4月に、土木工学・機械工学・鉱山金属工学・電気工学・工業化学・建築学の6学科、定員各5名の計30名に組織変更された。

②薬学専攻科

1954(昭和29)年4月、薬学専攻科が設置され、定員7名で出発した。

③理学専攻科

1955(昭和30)年、理学部に理学専攻科が設置された。

1952(昭和27)年、金沢・岡山・新潟・熊本の4大学の理学部が大学院設置に向けた話し合いをもった。翌年から奈良女子大学とお茶の水女子大学が加わり、6大学部長会議が開催され、まず、専攻科を設置し、それを足場として大学院設置に向かう方針が決定された。こうして1955年(昭和30)年に、数学・物理・化学・地学・生物の5専攻が設置され、定員25名で出発した。

その後、上記6大学の理学部長協議会は一致して大学院設置の運動を続け、1955(昭和30)年5月19・20の両日、お茶の水女子大学で開かれた第7回の6大学理学部長協議会で、

一、大学院理学研究科を設置せられたい。

理由

- (イ) 理学部が基礎科学の研究機関としての機能を果たすためには、大学院の設置が必要である
- (ロ) 理学部に進学してくる学生の多くは研究を行うことを希望している。将来の研究者を養成するために大学院の設置が必要である
- (ハ) 青少年の科学知識向上に資するため、高等学校理教科教員の学力を理学部卒業生以上のものとする必要である

との要望のほか3項目の要望を付して文部省に提出した。

大学院設置は1963(昭和38)年度から、金沢・岡山・お茶の水女子・新潟・神戸・奈良女子の順に実現し、最後になった本学には、1966(昭和41)年に研究科が設置された。それに伴い、同年専攻科は廃止された。

④法文学専攻科

1958（昭和33）年、法文学専攻科の設置が認可された。設置に向けた動きは1956（昭和31）年から行われ、同年11月に「深奥の学術的研究を進めて専門分野を開拓し文化の進展に寄与するため」に設置するとの要領が提示された。

定員は法学専攻10名、文学専攻25名（哲学3・史学7・文学15）であった。

⑤医学進学課程の設置

1954（昭和29）年、文部省は従来の医学進学規定を4年の専門課程とこれに進むための2年の課程に改正した。これを受け本学医学部は1955（昭和30）年1月25日に、医学部定員320名を、進学課程120名・専門課程320名の計440名に改めることを決定した。これによって、1955（昭和30）年度から修業年限を6年とし、進学課程とそれに続く専門課程に1本化した。

⑥医学研究科（博士課程）の設置

1955（昭和30）年1月25日の全学会議で5つの系からなる大学院博士課程設置案が了承された。2月14日、大学院設置審議会第五部会（九州地区担当）の委員3名が来熊し、15日午前中に工学部、午後には医学部を視察した後、医学部について、施設面に若干の問題があるが教授陣は一流であると語った。6月9日には「国立大学設置法の一部改正」が衆議院を通過したことにより、旧帝国大学7校、医科大学6校に群馬大学・徳島大学・新製の医科歯科大学の3校を加えた16校に大学院が設置されることとなった。

本学では1955（昭和30）年7月1日、生理・病理・社会医学・内科・外科の5つの系からなる定員52名の大学院が設置された。

受験条件は、新制大学医学部医学科を卒業した者、旧大学令による医科大学医学科又は大学医学部医学科を卒業した者、外国において学校教育における18年の課程（最終の過程は医学）を修了した者、と定められた。

専門課程と講座並びに募集人員は表8のとおりであった。

⑦臨時養護学校教員養成課程

昭和30年代に入ると、これまで一般児童とともに義務教育を施してきた心身に障がいを持つ児童の未就学、修学拒否が問題となり、文部省はこれを解消するため、障がいを持つ児童を別に教育する施設を設置することとした。

しかし、これまでそのような教育を施す教員や施設がなかったため、1959（昭和34）年度から全国の教育学部に臨時養成課程を設置して育成にあたることになった。

熊本大学では、1960（昭和35）年に定員20名の臨時養護学校教員養成課程（1年と半年）が設けられた。

表8 専門課程・講座の募集人員

専門課程	講座	募集人員
生理系	解剖学	4
	生理学	4
	生科学	2
	薬理学	4
病理系	病理学	4
	微生物学	2
	寄生虫病学	2
社会医学系	法医学	2
	衛生学、公衆衛生学	4
内科系	内科学	4
	小児科学	2
	神経精神医学	2
	放射線医学	2
外科系	外科学	4
	整形外科学	2
	産科婦人科	2
	皮膚科学及び泌尿器科学	2
	耳鼻咽喉科学	2
	眼科学	2

受験資格は、小中学校又は高等学校の教員免許、若しくは幼稚園の普通免状を有するものに限定された。

初年度の受験者は、半年課程出願者20名（受験者17名）、1年課程出願者17名（受験者17名）であった。翌年は半年課程出願者11名（受験者9名）、1年課程出願者13名（受験者13名）であった。受験者は大卒、短大卒の者と各県教育委員会から推薦された現職の教員がほとんどで、最年少者は20歳、最年長者は43歳と年齢にかなりの幅があった。

選抜方法は、論文試験（50分）と面接（110分）であった。

4 キャンパスの再編成

新制大学発足に伴い、文部省は各国立大学の統合整備計画を審議するため、1950年（昭和25）年、大学設置審議会に第9特別委員会を設けた。その後、第9特別委員会は全国25の大学について実地視察を行うほか大学側の意向を聴取して、各大学の統合整備の方針を決定した。熊本大学については、黒髪（南北）・本荘・九品寺地区に整理統合することなど、6項目の方針が示された。

文施企第309号

昭和26年6月2日

熊本大学長殿

文部事務次官

日高第四郎

大学設置審議会第9特別委員会の結論について（通知）

〈略〉

貴学に関する第9特別委員会の結論報告は下記のとおりであります。本省としてはこの報告とおり方針を決定して、これを推進したいと考えますので、貴学においても御協力をお願い致します。

○ 方針

1. 教育学部をなるべく旧五高敷地付近に移転させる事。そのためには京町の旧男師と済々黌との交換をはかるか、止むを得ない時は他に敷地の拡張をはかって移すか旧五高寄宿舍を他に移転してその跡に移す事
2. 教育学部附属学校は坪井（旧師範女子部）に統合する事
3. 法文・一般教養は旧五高敷地にて整備する事
4. 大学設置の条件として指示された通り工学部の講座中理学的なもの四つを速かに理学部に移し、理学部は工学部敷地内の建物を増設して整備する事
5. 医学部及び附属病院は現在の病院敷地にて復旧整備の上城内の基礎を放棄する事
6. 薬学部は現在敷地にて一応整備する事

キャンパス整備はこの大学設置審議会第9特別委員会の結論に基づいて実施されることになった。その施設整備は、法文・理・教育・医学・薬学・工学部、病院、図書館、学生部の正副委員によって構成された施設委員会が担うことになった。

1950（昭和25）年1月12日の委員会で、各学部等の整備について学長から、国庫よりの支弁及び県の募金で整備していくこと、本省が法文・理両学部の建設は認めているとした上で、金額的に厳しいため各学部は最低限の要求にとどめてもらいたいとの要望があった。

また、1949・50年度の予算7,500万円とその内訳（医学部：1949年度1,200万円・1950年度600万円、工学部：1949年度675万円・1950年度475万円、薬学部：1949年度450万円・1950年度800万円、理学部：1949年度650万円・1950年度1,000万円、法文学部：1949年度800万円・1950年度300万円、教育学部：1949年度560万円・1950年度260万円）が示され、これを勘案して各学部で検討することとなった。

なお、医学・薬学・工学部とも関係があるため学長に希望を聞かれた理学部委員は、各学部の施設で融通してもらえるものは融通してもらいたい旨と教養完備（実験室）・研究室新築（数学・地質関係）・事務室新築・実験室の整備拡充の4点を希望した。

同月17日に理・工を中心に各学部からも出席を求めて学長室で開かれた学部施設懇談会で、学長は、創設まもないため機構の不備を充実することが必要であるが、大学全体としては特に理学部をもり立てるため同部の建設に力を注ぐと述べ、理学部建設は熊本大学における最重要案件のため理・工両学部より4名程度の委員と他学部より1名の委員を出して協議する旨要望した。

同月27日には、教養・学部建設を第1分科会で、宿舍の件を第2分科会で検討することが決められ、30日に第1回の分科会が開かれた。

（1）理学部の移転

理学部は1949（昭和24）年5月、第五高等学校の理科と熊本工業専門学校の理系講座を併せて発足した。発足時は数学・物理・化学・地学・生物の5学科14学科目（入学定員70名）及び将来医学部に進学するための理学部乙類（定員40名）という編成であった。その当時、物理・化学の2学科は黒髪北のキャンパスに置かれていた。

また、発足時の経緯から工専の校長であった松本唯一が理学部の初代学部長に就任した。これは工業専門学校の理系4講座の理学部への移行を円滑に進めるための人事であったと思われる。

しかし、理学部の施設整備は黒髪北地区から開始された。1950（昭和25）年1月の学科代表者会において、1950年度予算要求として、物理150坪、化学150坪、地学200坪、数学100坪の計600坪から現在使用中の一般教養学科の建物270坪を転用するとして差し引いた330坪の新設を要求した。

建設費総額800万円（建設費660万円と付帯施設費140万円）に対し県からの寄附割当額24・25年度分1,100万円のうち800万円を建設費、300万円を機械器具費（うち30万円を事務室費）に充当するという計画が承認され、これに基づいて施設整備が行われた。

一方、文部省は前述のとおり、新制国立大学の統合整備計画を審議するため1950（昭和25）年に第9特別委員会を設け、全国25の大学について実地調査を実施した。本学には、1950年3月に文部省の田中施設部長が視察に訪れており、その際、①本部庁舎用地としては理工学部運動場道路寄りとするのが適当と考える、②理学部教室用地も本部用地の変更に伴い東光原に変更するとの個人的見解を示していた。しかし、同委員会は1951（昭和26）年6月2日付で、熊本大学の理学部は工学部敷地内の建物を増強して整備する旨（前掲参照）の勧告を出した。

こうして理学部の黒髪南地区への移転が確定したが、工学部側が数学・物理・化学・地学の理系4学科を完全に理学部に移さず、更に標本類や機械を分譲しないとされたため、これが両学部の懸案事項となった。これを打開するため、両学部の折衝委員各5名による話

し合いが行われたが進展を見なかった。それを象徴する出来事が、1950(昭和25)年の工学部地学が保管する顕微鏡(教官用2台・学生用13台)分割問題であった。この顕微鏡を理学部に分譲する件で両学部の意見が対立したため学長が仲裁に入り、9月13日開催の施設委員会で、岩石顕微鏡は理学部9台・工学部4台、研究用顕微鏡は理学部1台・工学部1台(教官用)とする「理学部2:工学部1」の比率の分割案を提示した。席上両学部長はこの案に同意し、理学部はこの学長案を10月2日の会議で了承したが、学部を持ち帰って教授会に諮った工学部はこの学長案を受け入れなかった。そこで、同年10月に両学部各2名の委員と幹旋役として医学部から1名を加えた「工学部理学部協定委員会」を設置して協議することになった。第1回会合は10月18日、第2回は10月25日、第3回は11月7日に開催され、顕微鏡及び標本については、「ニコル付顕微鏡7台、反射顕微鏡2台、双眼顕微鏡1台を理学部に引き渡す。標本は一般教養に必要な若干の標本類を除き、全部工学部標本館に現在のまま保管する」との申し合わせで合意した。

1951(昭和26)年8月13日に数学・物理・化学・地学4学科の代表委員が集まり、工学部の数学・物理・化学・地学の理系4講座を速やかに理学部に移し、理学部は工学部敷地内に整備増強することという第9特別委員会の勧告に基づき、

- ①工学部の理系4講座を完全に理学部に移すこと
- ②建物の要求として、第1案は1講座につき120坪の計480坪、第2案は従来使用していた数学30・物理225・化学140・地学102坪の計357坪とそのほかに標本館階下を数学50・物理225・化学120・地学102坪の計497坪(140坪増加)を要求すること

の2点を決議した。

翌14日、学長召集の理工学部施設の配分についての委員会(教育・医学・薬学・理・工の各学部代表のほか理系8名工系6名の教授出席)が開かれ、工学部の理系4講座の理学部移行が理学部設立の条件であり、同学部の主張が正当であるとする学長の意を受け、

- ①第9特別委員会の勧告に従って速やかに実行に移す
- ②建物施設については両学部の委員により話し合い、幹旋は学長が行う

ことが諒承された。席上、工学部からは、地学科を除いた3講座の教授は理学部に移る申し合わせが既にできているが、地学科が反対しているとの報告があった。

これにより両学部で建物施設の配分について話し合いが行われたが、工学部側は、物理教室及び倉庫の2棟を譲渡し本部移転後の空室は工学部で使用するという主張を譲らず、容易に合意に達しなかった。

1950(昭和25)年時点での文部省の方針は、1951(昭和26)～1953(昭和28)年度の3ヵ年で新制大学の建物の一応の整備を終えるというものであった。そこで理学部は、文部省に提出する年次計画を作成した。計画は、1951年度に地学教室及び講義室(講堂の南側に新築)、1952年度に化学教室と生物教室を延長増築、1953年度に物理教室増築と数学教室(現図画教室)を延長増築とするもので、これに基づき理学部教室の整備が行われることになった。

1952(昭和27)年3月11日の理学部定例教授会において、化学科の施設を工学部内に移すことが本省の意向と説明され、化学関係の施設の整備が行われた。また、この理学部定例教授会では化学科の次に移転するのは物理学科となっていたが、同月28日の教授会において地学科が先に移転することに変更された。

1954(昭和29)年3月25日、木造平屋建2棟(112坪と70坪)の化学教室が竣工し、化学科と地学科が移転を開始した。もと高専建築学科2階と採鉱冶金学科の木造平屋建及び新たに増築された木造平屋建を教室として使用した。

1956(昭和31)年7月25日、木造平屋建(99.5坪)の第2生物、第3地学教室が完成し、移転が開始された。

1958(昭和33)年11月25日、理学部管理部が工学部構内に移転した。

その後、1960(昭和35)年に鉄筋コンクリート3階建の理学部1号館の一部が完成し、同年7月、物理・数学両学科の一部が移転した。翌年3月には1号館の残り部分が完成し、物理・数学両学科の残りとも化学科が移転して、理学部の黒髪南地区への移転が完了した。

(2) 教育学部の移転

発足当時の教育学部は、本校の置かれた京町本町(校舎敷地2,129.5坪・体操場12,824.23坪)、実習地(池田町129.32坪)と内坪井町にあった坪井教室(校舎敷地2,808.4坪・体操場8,109.63坪)及び出水町にあった出水教室(校舎敷地530.25坪・体操場3,016.31坪、農場2,193.7坪)とに分かれていた。敷地面積は合計3万1,741.34坪あり、これに付随する施設として、本校地域に附属小学校、坪井には附属中学校と附属幼稚園があった。

教育学部を黒髪キャンパスへ統合移転する方針は、前述の第9特別委員会の結論に基づいていた。この委員会の結論が出された1951(昭和26)年1月23～25日に、委員が教育学部の視察を行っている。

移転計画が本格化するのは1952(昭和27)年からである。同年7月に学長から、黒髪地区を300坪拡張するのでその広さでよいかとの打診が学部長にあり、学部教授会では狭すぎるとの意見等も出されたが、移転計画を進めることになった。10月22日の教授会では2年課程の移転を先行させる案が検討されたが、同月29日に来学した文部省施設課長からは、本省の意向は4年課程の移転が先であるとの説明があった。そこで4年課程を先に移転させる計画が立てられ、11月12日の教授会で具体的な案が提示され、12月10日の教授会でこの計画案が了承された。計画案は、1953(昭和28)年度に教育・心理・国語・外国語・数学・社会・音楽・共通教室及び管理、1954(昭和29)年度に工芸・生活・保健体育、1955(昭和30)年度に職業の順で移転する。ただし、保健体育は一応1953年に移転するが、施設の完成は翌年になるというものであった。

教育学部移転の問題点は、教授会でも指摘された土地と建物の不足であった。このため、施設委員会では黒髪地区に隣接する熊本市所有の土地を買収する計画を立て、大学が保有する城東地区の土地・建物及び出水地区の建物と市所有の黒髪町下立田の土地との交換について協議することになった。この交渉は1957年(昭和32)年にまとまった。

そのため、移転は当初の計画より1年遅れ、1954(昭和29)年3月の理科教室の移転から始まった。計画によれば、1955年(昭和30)年3月までに移転を完了し、新学期から黒髪キャンパスで全授業を開始する予定であった。

1954(昭和29)年3月25日、木造2階建(建坪150、延べ300坪)の教室が竣工した。それに伴い、理科の地学と化学教室は一般教養教室の南側1棟に、物理と生物研究室は一般教養教室の北側1棟と新築した建物に入った。

同年8月の計画では、10月中旬に4年課程普通教室・職業研究室・木工室と管理部を移

転させる。12月末に法文学部学生寮を改装して1955（昭和30）年1月に研究室の一部を移す。同時期に音楽・美術・生活教室を建設し移転する。2月末に職業講義室・木工室を完成させ、3月に2年課程を移すという計画であった。これに基づき、1954（昭和29）年9月13日から教育学部移転地域の整地作業に着手し、10月14日に完了した。10月20日、管理部・普通講義室・自然科学教室及び研究室が移転した。

1955（昭和30）年1月25日、期成会寄附により木造2階建（建坪150、延べ300坪）が、2月28日に木造2階建（建坪150、延べ300坪）の家政教室と木造2階建（建坪94.75、延べ134.75坪）の音楽教室及び木造平屋（30坪）が竣工した。

なお、美術・音楽・生活・職業教室は1955（昭和30）年の1月から2月にかけて東地区に移転した。

1959（昭和34）年、体育館及び心理学教室を教育学部に移管、旧道場も復元して教育学部に移管し、設備の充実が図られた。

（3）工学部の設備充実

昭和30年代に入ると、工学部の拡充が始まった。それに伴い施設の拡充も図られた。

1956（昭和31）年3月28日、前年10月から着工していた採鋳冶金教室（鉄筋コンクリート3階建、建坪76・延べ234坪）の第1期工事が竣工した。

1957（昭和32）年3月25日、採鋳冶金教室（鉄筋コンクリート3階建、建坪76・延べ228坪）の第2期工事が竣工した。

1958（昭和33）年3月24日、採鋳冶金教室（鉄筋コンクリート3階建、建坪65・延べ202坪）の第3期工事が竣工した。

1960（昭和35）年4月に、定員5名の建築学専攻科が認可された。

1961（昭和36）年4月に、生産機械工学科が設置された（1学年定員40名）。

同年8月28日に工業技術研究所の起工式が行われた。この研究所は熊本大学工業会から寄附されたもので、鉄筋コンクリート4階建とブロック2階建の2棟からなり、延べ面積1,800㎡、建設費6,000万円、内部施設費5,000万円で、翌年2月に竣工した。

また同年9月には生産機械工学教室の新営工事が竣工した。

1963（昭和38）年4月に電子工学科（定員40名）とその専攻科（定員5名）が設置された。

（4）医学部の設備充実

医学部は本荘地区と城内の2ヶ所に分散していたが、これを本荘地区に集結させる計画が1956年（昭和31）年5月17日開催の教授会で決議された。基礎教室新営計画は旧医科大学跡に約2万1,000㎡の建物を建て、1960（昭和35）年度には体質医学研究所を含むすべての施設を本荘地区に集めるというもので、この計画実現のため文部省との交渉が開始された。1957（昭和32）年8月6日、基礎教室第1期工事に着手し、1958（昭和33）年3月に旧医科大学焼け跡に鉄筋コンクリート造（879坪）の基礎医学教室が完成した。6月には第1・2解剖学、第1・2病理学、衛生学、公衆衛生学及び法医学の7教室が城内二の丸より移転した。同年8月13日に第2期工事（1,057坪が増築）に着手した。これは翌1958（昭和33）年3月20日に竣工し、5月11日に管理部門と実習室が城内二の丸より移転した。

1959（昭和34）年に木造2階建の校舎及び寄宿舍が建設され、5月17日、看護学校と助産婦学校がともに本荘地区に移転した。

1960（昭和35）年1月21日、大蔵省より借用していた城内の土地（5万1,077㎡）を返還し

た。同年3月、基礎医学教室正面玄関の両翼に1,008坪増築し、5月16日に第1・2生理学、生化学、第1・2薬理学の5教室が城内二の丸より移転した。

1961(昭和36)年3月20日、臨床講義室が竣工した。同年9月2日には基礎医学教室及び体質医学研究所の建設に着手した。1962(昭和37)年3月20日、基礎医学教室(微生物学、寄生虫病学)及び体質医学研究所の建物(1,037坪)が竣工し、4月27日に城内二の丸より移転した。これにより、医学部はすべて本荘地区に一本化された。

1963(昭和38)年3月31日、大蔵省より借用していた城内の土地(13万3,779㎡)を返還した。同年5月2日には本荘町の土地459㎡が個人から寄附された。

1964(昭和39)年10月2日に臨床研究棟の新営工事に着手し、1965(昭和40)年8月31日に鉄筋コンクリート造、延べ面積7,797㎡の建物が竣工した。このようにして、本荘地区に統合された医学部の施設整備が進んでいった。

第4節 附属研究・教育機関の設置

1 体質医学研究所

体質医学研究所は、1939(昭和14)年10月5日勅令690号により、体質医学の学理及びその応用研究を目的に熊本医科大学附属研究所として設立された。

研究所設立の目的は、概算要求書に添えられた設立趣意書から窺い知ることができる。

現時非常時局ニ際会スニ至リ体位向上体質改善問題ハ重要国策トナルニ至レリ。本学ニ於テハ夙クヨリ体位向上体質改善ハ国民作業能力ヲ増進セシムル最大ノ要綱ナルニ留意シ一部ノ教授ヲシテ之ガ研究及調査ヲ行ハシメ居タリシガ、今次ノ事変ニ遭遇シ一般国民モ其ノ重要性ト緊急性トヲ認識スルニ至リタルガ故ニ、本学ニ於テハ此ノ際体質医学研究ニ関スル特殊研究機関ノ設立ヲ企テ、以テ国策遂行ニ寄与センコトヲ希望スルト共ニ従来本学ガ他大学ヨリ少ナカリシ講座ノ欠陥ヲモ補充セント欲スルモノナリ。

当時、戦時下にあった我が国では、欧米諸国と比較して劣っている体格・体質の向上が求められていた。趣意書では、それに応えるためであるとの目的を明確に述べるとともに、講座数が少ないためこれを拡充したいとも訴えている。

国策協力はもとより、体質医学の学理とその応用研究は重要な分野であった。そのような認識が政財界や軍にもあったことは間違いない。しかし、研究所設立の最大の動機は、病理学講座の増設にあった⁶⁴。当時2講座制をとっていたのは総合大学のみで、単科大学はすべて1講座制であった。そのような中で講座の増設を実現することは非常に困難であったため、県・市や財界、陸軍などの支援を受け、県議会の賛同を得て研究所設立期成会を設置し設立運動が進められた。

期成会の規則では、体質医学研究所の創立目的を達成するため、所用臨時費(建築費・設備費)として15万円を醸出することを決めている。県と市を挙げての運動の結果、期成会代表者の藤岡長和から、建築費10万円を地元有志が負担し完成後は大学に寄贈する旨の文部大臣宛書類が1938(昭和13)年3月10日付で提出された。

研究所の敷地約6,525㎡は県から無償で貸与されることになった。敷地は旧大学予科の建物で、当時は白川学園(県立の教護院。1979年に清水ヶ丘学園と改称した)が使用してい

た。白川学園が移転を完了させた後の1939(昭和14)年10月に着工、翌年6月に建物が落成し、10月12日に竣工式が大学講堂で挙行された。

研究所の研究部門は当初、病理学1部門から発足したが、1941(昭和16)年に形態学、翌年に体質臨床学が増設され、戦後になって1947(昭和22)年に体質衛生学部門の開設が認められた。同年11月、医科大学に建物を譲渡して、熊本城内二の丸の旧予備士官学校跡地に移転した。

1949(昭和24)年5月の新制大学発足に伴い、熊本大学附属体質医学研究所と改称した。

1953(昭和28)年の熊本大水害の際は、高台に位置していたので被害を免れた。

1956(昭和31)年10月、本荘地区への移転が承認され、医学部C棟の2～4階が研究所施設として充てられた。

1959(昭和34)年には5ヵ年間の整備計画が策定され、遺伝医学、感染学、生化学、放射線生物学の順に増設を図ることとなった。

1962(昭和37)年、城内に残されていた講座及び研究5部門が本荘地区に移転した。

1963(昭和38)年にはこれまでの研究部門という名称を、病理学、形態学、生理学、気質学へと変更した。

1964(昭和39)年、研究所を訪れた文部省学術課長から、これまで増設を要求していた体質遺伝学・小児体質学のほかにもう1部門加えたほうがよいとの示唆があり、代謝学部門を要求することを決定した。

1965(昭和40)年3月には研究所への部門設置に先駆けて、附属病院内に小児体質学部門の診療科の設置が認められた。

1967(昭和42)年、新たに小児体質学部門の設置が認められ、これに伴い臨床学を成人体質学と改称した。こうして研究部門は、基礎系の形態学・病理学・生理学・気質学の4部門と臨床系の成人体質学・小児体質学の2部門の6部門となった。

部門の増設に伴い施設の拡充が求められたが、そのスペースがないことから、旧敷地内に新築移転することが検討され、1968(昭和43)年から新築工事に着手した。1969(昭和44)年、鉄筋コンクリート造地下1階・地上5階建の建物が竣工し、8月1日に医学部構内から移転を完了させた。

その後1984(昭和59)年4月12日、文部省令第27号に基づき医学部附属遺伝医学研究施設へ組織替えされ、体質医学研究所としての45年の歴史を閉じた。この改革の背景には、体質医学の基礎は明らかに遺伝医学にあること、この遺伝医学は免疫医学とともに近代医学の中核であること、これらの分野における急速な展開は他の研究分野に大きな影響を与えつつあること、地方大学にあっては特に新しい重要な研究分野を取り入れ先駆的な教育・研究の体制を作る必要があることなどがあり、これらを考慮して医学部遺伝医学研究施設へと統合改組されたものである。この間、日本人の身体能力を医学的に測定し研究する活動を継続し、体質医学の研究分野において日本をリードする研究所であった。

2 医学部附属病院

附属病院の端緒となったのは、1756(宝暦6)年に藩主細川重賢が建てた「再春館」とされる。その後、1870(明治3)年に再春館を廃して「古城医学所」を創設、同時に古城町に藩立病院が開設された。翌年7月の廃藩置県により、古城医学所は官立医学校、藩立病院

は官立病院となった。更に翌1872(明治5)年7月文部省布達により公立病院と改称した。これは1877(明治10)年2月の西南戦争で焼失し、1878(明治11)年5月、手取本町に県立病院が新築された。その後1882(明治15)年になり県立医学校が甲種医学校の認可を受ける際、県立医学校附属病院となった。1888(明治21)年の府県立医学校禁止により医学校が廃止されると、病院は独立した県立病院となった。この県立医学校の廃止に伴い、既に1886(明治19)年に開校していた私立医学伝習所を充実させ、同年末に私立医学校春雨齋として発足した。翌年には県立病院も廃止され、設備・器具類もすべて民間に貸与して私立熊本病院となった。

その後1895(明治28)年に、内科・外科・産婦人科・眼科からなる県立病院として再興した。1901(明治34)年には飽託郡本荘村(現熊本市本荘町)の白川河畔に新築移転した。

この間、私立医学校春雨齋は、1891(明治24)年に私立九州学院医学部、1896(明治29)年に私立熊本医学校、1904(明治37)年に私立熊本医学専門学校、1921(大正10)年には県立医学専門学校となり、病院は附属病院となった。翌年に大学昇格が決まると、県立熊本医科大学及び予科が設置され、病院も、1924(大正13)年に県立熊本医科大学附属病院と改称した。

1935(昭和10)年1月1日に病院本館が焼失、その後再建されたが、1945(昭和20)年7月1日に米軍の爆撃を受け、コンクリートの建物を除く木造病棟はすべて焼失した。終戦直後は、残存した建物や藤崎台の旧陸軍病院跡地に設けた藤崎台分室で診療にあたった。

1947(昭和22)年、本荘地区に病棟建設が開始されたが、完成は1950(昭和25)年であった。同年6月に病棟が増築され、翌年には西の2病棟、東の2病棟と看護婦寄宿舎及び木造平屋建の浴場が竣工した。1952(昭和27)年には木造病棟の南側に鉄筋コンクリート造の病棟建設が開始された。

そして1949(昭和24)年の熊本大学発足に伴い、熊本大学医学部附属病院へと改称した。当時の附属病院は九品寺・藤崎台・本荘の3ヶ所に分散していた。1951(昭和26)年4月末時点では、藤崎台(3,425坪)と九品寺(537坪)の建物はすべて木造で、本荘には木造(3,158坪)と鉄筋コンクリート造(1,981坪)の建物があったが、鉄筋コンクリート造の建物は築20~29年を経たものであった。

診療科は、第一内科・第二内科・神経精神科・小児科・第一外科・第二外科・皮膚泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科・放射線科の11診療科からなっていた。

また、病院の病床数は、内科64・外科142・産婦人科55・眼科21・耳鼻咽喉科22・小児科20・精神科33・皮膚科22・理療科14・伝染病棟18・結核病棟50の計461床であった。

1950(昭和25)年2月28日、木造2階建(建坪56、延べ232坪)の第4病棟が竣工、同時に木造平屋建の炊事場(建坪90坪)が完成した。3月25日には、木造2階建の特別調理室(建坪56、延べ112坪)が竣工した。同年11月21日には熊本医科大学後援期成会の寄附による、木造2階建(建坪278、延べ550坪)の第1病棟が竣工した。

1951(昭和26)年3月28日、木造2階建の第4病棟(建坪60、延べ120坪)と第5病棟(建坪160、延べ320坪)、木造平屋建の浴場(115坪)及び木造2階建の看護婦寄宿舎(建坪195、延べ373坪)が竣工した。

同年5月時点での病院の組織は、臨床教官18、事務官12、技官34、助手248、看護手・看護婦123名からなり、設備は病室163(1,050坪)、診察室51(395坪)、手術室11(104坪)、

分娩室1(6坪)、実験室1(10坪)患者控室2(27坪)、病理・細菌検査室8(56坪)、研究室22(180坪)、事務室29(219坪)、講義室3(158坪)、エックス線装置室7(44坪)、調剤室5(96坪)、消毒・洗濯室3(19坪)、食堂25(222坪)、機械器具室7(24坪)で、病床数は内科135、外科130、産婦人科38、眼科9、耳鼻咽喉科11、小児科17、皮膚科14、精神科33、放射線10、伝染病棟14、各科共用13の合計424床であった。病床数は発足時に比べ37床減少している。発足当時に比べると、内科で71床増え、精神科で同数のほかはすべて減少している。特に結核病棟の床数が大きく減っている。

1952(昭和27)年5月29日、病棟建て替えの第1期工事により鉄筋コンクリート造3階建(建坪121、延べ363坪)が竣工した。

1953(昭和28)年3月25日には木造平屋建(78坪)の洗濯場及び消毒室が竣工した。

こうした中、同年6月26日に熊本県下を襲った未曾有の水害は、病院にも甚大な被害をもたらした。病院地下室は冠水、流木・泥土のため歩行も困難となり診療中止のやむなきに至った。外来診療は7月15日から開始された。

その後1955(昭和30)年3月30日、鉄筋コンクリート造2階建の外来診療棟(建坪153、延べ307坪)が竣工し、第1期工事が完了した。

翌年6月5日に鉄筋コンクリート造2階建の外来診療棟(建坪283、延べ571坪)が竣工し、第2期工事が完了した。

1957(昭和32)年3月25日には鉄筋コンクリート造2階建の外来診療棟(建坪472、延べ934坪)が竣工して第3期工事が竣工した。9月16日に外来診療所が移転し、診療が開始された。

一方、1960(昭和35)年に藤崎台分室を島崎町宮内の済生会病院内に移転し、段山分室と称していたが、1961(昭和36)年の第2病棟竣工に伴い移転し、附属病院は本荘地区に統合された。

1962(昭和37)年8月31日、医学の進歩に対応するため、中央診療棟(建坪607、延べ1,802坪)の起工式が行われ、1964(昭和39)年3月20日、鉄筋コンクリート造4階建の中央診療棟が第2病棟と外来診療棟の間に建設された。

1965(昭和40)年、第1病棟南側に鉄筋コンクリート造6階建の臨床研究室並びに管理棟(建坪411、延べ2,362坪)が竣工した。1966(昭和41)年11月に内科系の新病棟建設に着工し、鉄筋コンクリート造6階建の第3病棟(建坪251、延べ1,274坪)、8階建の第5病棟(建坪433、延べ2,389坪)が竣工した。更に、1971(昭和46)年には外科系の鉄筋コンクリート造地上12階・地下1階建の第6病棟(建坪400、延べ4,364坪)が完成した。1967(昭和42)年と1969(昭和44)年に外来棟の増築が行われた。また、1967年には旧外来棟の東側に鉄筋コンクリート造5階建の看護婦宿舎(建坪207、延べ973坪)が完成した。その後、外来診療棟が狭隘となったため1977(昭和52)年に鉄筋コンクリート造3階建の新外来診療棟(建坪853、延べ3,256坪)の建設に着手し、1979(昭和54)年11月に完成した。

前述のとおり初期の診療科は11であったが、1952(昭和27)年に成人科、1954(昭和29)年に整形外科、1960(昭和35)年に歯科(診療開始は翌年3月)が新設され、1961(昭和36)年に皮膚泌尿器科を皮膚科と泌尿器科に分離した。その後、講座の増設に伴い、1966(昭和41)年に麻酔科が設置され、同年5月には診療科を、第一内科・第二内科・神経精神科・小児科・第一外科・第二外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・産婦

人科・麻酔科・歯科・成人科(体研)・小児科(体研)に編成した。

1967(昭和42)年2月9日に第三内科、1969(昭和44)年には脳神経外科が診療を開始した。

その後も診療科は増加し、1983(昭和58)年に循環器内科を設置(診療開始は翌年2月)、翌年の体質医学研究所の改組に伴い、成人科は代謝内科、小児科は発達小児科となった。

附属病院では、診療科の拡充・再編とともに、病院の各機能を集中的に発揮し、最高の技術と患者の疾病を適正に把握するため、中央診療施設の設置を要望してきた。それが認められ、1962(昭和37)年度に第2病棟の東側に接続して中央診療棟第1期工事(駆体工事)、翌1963(昭和38)年に第2期工事(内外部塗装・内部付帯施設工事)を終え、1964(昭和39)年3月に完成した。この中央診療棟は、1階に中央放射線部と中央材料部(建坪606.84)、2階に中央検査部(建坪481.03)、3階に中央手術部(建坪456.57)、4階に分娩部(建坪234.52)の5部門が置かれた⁶⁵。この5部門は院内措置として出発したが、1964年に中央検査部と中央手術部が正式に認可された。中央検査部は高度な診療・研究・教育を支援するための臨床検査部門として、中央手術部は、患者と手術を行う外科医の双方にとって安全、円滑、快適に手術が行えるような環境、人員、器材を提供することを目的としている。1966(昭和41)年に病院内で使用するすべての手術器械の滅菌業務並びに滅菌材料を管理するための中央材料部、1967(昭和42)年に院内の各診療科に分散されていた放射線技師と放射線診断機器を統合するための中央放射線部、1968(昭和43)年には全国に先駆けて周産期医療を行うことを目的とした分娩部が正式に認可を受け、当初の中央診療施設部門の計画が完了した。

その後、1972(昭和47)年、院外の重症患者の集中治療を行う集中治療部、1973(昭和48)年にリハビリテーション医学・診療を行う部門として理学療法部、1978(昭和53)年に院外の救急(最重症)患者の診療を中心に24時間体制である救急部、1980(昭和55)年に輸血検査及び輸血管理を24時間体制で行い、貧血、血小板減少症状等の疾患、輸血、幹細胞移植のコンサルテーションを外来で行う輸血部をそれぞれ設置した。

このように、医学の進歩に対応し、最良の医療環境を確立して地域の要望に応えるための組織改変を行った。

3 医学部附属諸学校

医学部附属学校には、前身校から引き継がれた厚生女学部等があるが、その沿革については第3編第2章第3節に詳述しているので、本項では概略を述べるにとどめる。

戦後、連合国軍総司令官最高司令部(GHQ)の公衆衛生福祉部は全国主要都市に米国人の看護婦を配置し、強力に看護制度及び教育改革を推進した。本学においては、1948(昭和23)年「保健婦助産婦看護婦法」が制定されると1951(昭和26)年3月に厚生女学部を廃止し、同年4月に熊本大学医学部附属看護学校が開校した。

その後1966(昭和41)年に医療中心の疾病看護から人間看護を意図するカリキュラムへの改正が行われると、施設・設備や実習受け入れ態勢、教官などの改善が求められるようになった。1974(昭和49)年、「短期大学部開設準備委員会」が発足し、1976(昭和51)年に熊本大学医療技術短期大学部として認可されたことにより、医学部附属看護学校は1979(昭和54)年3月閉校した。

医学部附属衛生検査技師学校は文部省指定学校として1964(昭和39)年4月に全国で9

番目に設置された。その後1972(昭和47)年4月に衛生検査技師法の改正に伴って3年制の臨床検査技師学校が設置されたことにより、衛生検査技師学校は閉校された。

医学部附属診療エックス線技師学校は、1965(昭和40)年4月、附属病院中央放射線部の協力のもとに2年制の学校として開校した。1967(昭和42)年には放射線医療技術教育の進歩に対応するため更に特別な専門技術を授ける専攻科が設けられ、本科(修業年限2年、定員20名)と専攻科(修業年限1年、定員10名)の編成となった。

1969(昭和44)年、「診療エックス線技師法」の改正に伴い、診療エックス線技師学校と専攻科は廃止され、3年制の診療放射線技師学校が設置された。旧校在籍者は編入の措置がとられた。

その後診療放射線技師学校は1977(昭和52)年に最後の入学者を迎え、1980(昭和55)年をもって閉校した。

4 合津臨海実験所

熊本大学発足後から、学生の臨海実験や海洋生物の研究、また有明海・八代海の生物研究のための施設として、理学部生物学科が中心となって天草地方でその候補地選定が続けられた。

1952(昭和27)年2月18日、当時の天草郡今津村(現上天草市松島町)から同村合津に敷地3,731㎡と木造平屋家1棟(172㎡)の提供を受けたことを契機に、同地に臨海実験所を設けることになり、同年3月31日に理学部附属施設として認可された。所長には小山準二教授が併任することになった。

同年6月1日、木造平屋建(52.25坪)の合津臨海実験所が完成し、7日には学長が局長・課長を随伴して現地での開所式に臨んだ。

このことは10月の部局長会議で報告され、同月28日の理学部臨時教授会で所長事務取扱として小山教授を推薦することになり、同実験所の運営規定及び内規を同教授に一任し、次回教授会で審議決定することが了承された。ところが、所長として運営にあっていた小山教授から1956(昭和31)年1月に3月末をもって辞職したいとの申し出があり、2月2日開催の教授会で承認された。後任の所長選考にあたっては、学部長の事務取扱とする案(A)と理学部教授中から推薦する案(B)が出され、3月15日の教授会選挙の結果A案8票、B案7票となり、学部長が生物学の後任教授が決定するまで事務取扱を兼務することになった。その後は歴代の生物学教授が所長を務め、以来50年にわたって、全国有数の干潟を有する有明海及び八代海沿岸域の海洋生物の分類や生態学を中心とする教育研究を継続してきた。

1955(昭和30)年4月7日には採集船「まえしま」が進水した。船長8.4m・船幅2.4m・船深1m、4.5トン17馬力(空気始動2気筒ダイヤディーゼル機関)で速力7ノット、定員10名であった。現在の設備としては専用の船着き場があり、実習採集船ドルフィンⅡ世号(9.7トン、総定員30名)と小型船舶まえしま(25馬力、5人乗り)を所有している。

なお、臨海実験所は2001(平成13)年4月1日、沿岸域環境の総合的研究を行い、その成果を地域社会に還元する地域密着型の施設を目指し、生物資源循環系解析学、生物資源保全・開発学など4分野を教育研究分野とする学内共同教育研究施設として、沿岸域環境科学教育研究センターと、その海洋施設である合津マリンステーションに改組された。

5 教育学部附属校園・農場

①附属小学校

戦後の教育改革により、附属小学校は各県1校に置かれることとなり、熊本師範学校男子部・女子部の両附属学校が統合された。校舎は京町の師範男子部小学校に置かれた。

②附属中学校

前身は1947(昭和22)年4月に開校した熊本師範学校男子部、女子部の附属中学校である。1949(昭和24)年に両附属中学校は統合され「熊本大学師範学校附属中学校」となり、1951(昭和26)年4月に「熊本大学教育学部附属中学校」として発足した。

③附属幼稚園

前身は1931(昭和6)年設立の千葉城幼稚園である。1943(昭和18)年に女子部師範学校が県から国に移管され、附属幼稚園は熊本師範学校女子部附属幼稚園となった。1949(昭和24)年の新制大学発足に伴い「熊本大学熊本師範学校附属幼稚園」と改称され、1951(昭和26)年4月に「熊本大学教育学部附属幼稚園」として発足した。

④附属養護学校

1950(昭和25)年、教育学部附属小学校に特殊教育実験学級が設けられたことに始まる。同年9月21日に開級式が行われ、男子7名・女子2名が集まった。1955(昭和30)年に教室を教育学部職業科教室跡に移し、独立校舎2教室での教育を開始した。1958年(昭和33)年、文部省が附属小学校に特殊学級の設置を認可したことに伴い、特殊教育実験学級は特殊学級となった。1960(昭和35)年に附属中学校に特殊学級1学級を設置し、1961(昭和36)年、1962(昭和37)年に特殊学級に1学級が増設され小中一貫の特殊教育が実現した。

その後1965(昭和40)年4月1日、附属養護学校が設置されたのに伴い特殊学級は解消された。開校時は小学部と中学部の2学部制で、各学部3学級編成であった。

1967(昭和42)年、附属養護学校に高等部が設置された。これは、職業人として社会生活に適応するためには中学3ヵ年の教育では不十分であり、特に養護学校の生徒は成熟度が著しく遅れるため教育の年限延長を図ることが必要とされたことによる。

⑤附属農場

教育学部発足時、職業科は農業を主体としており、師範学校男子部の附属農場426㎡及び青年師範出水教室の農場7万2,369㎡を有していた。

しかし、京町の本部から離れた場所にあったことから1951(昭和26)年に熊本市に分譲し、代替地として京町に土地建物が提供され、職業科の京町統合が達成された。一方、池田町農場はそのまま維持された。その後、教育学部が黒髪北地区に移転したことに伴い、池田町の農場を売却して新たに新南部農場(1万549㎡)を購入した。

6 附属図書館の新設

1949(昭和24)年の熊本大学設置に伴い、同年5月31日に公布された法律第150号「国立学校設置法」で、国立大学に図書館を置くことが義務づけられた。

本学では、熊本医科大学、第五高等学校、熊本師範学校男子部・女子部、熊本青年師範学校、熊本薬学専門学校及び熊本工業専門学校の各附属図書館(室)を統合して設置した。

発足当時は、中央館が黒髪北、工学部分館が黒髪南、医学部分館が本荘、薬学部分館が

大江の各地区に、教育学部分館は京町と内坪井に所在し、それぞれで管理運営にあたることになった。7月1日に附属図書館本館に事務長、その他の分館に係長事務官が配置された。

1951(昭和26)年の学校基本調査(4月30日現在)による各図書館の状況は表9のとおりである。

表9 附属図書館の概要(1951年)

		本館	薬学部	医学部	教育学部	工学部	
	館長	1	1	1	1	1	
	司書	4	1	1	3	1	
	雇員	7	1	3	4	3	
蔵書	和漢	52,302	5,814	17,081	36,422	19,405	
	洋書	19,852	4,766	20,051	3,337	17,270	
	合計	72,154	10,580	37,132	39,759	36,675	
閲覧延人数	教職員	(男)	1,676	1,620	3,043	722	2,253
		(女)	330	33	0	145	189
	学生	(男)	6,108	2,686	1,780	3,080	12,004
		(女)	36	347	0	1,608	8
	一般公衆	(男)	70	143	0	0	0
		(女)	3	6	0	0	0
	合計	(男)	7,854	4,449	4,823	3,802	14,257
		(女)	369	386	0	1,753	197
開館日数		280	273	293	286	300	

図書館の利用は、学生の男女の割合に対応する傾向を示している。1951(昭和26)年の学生の男女比率を見ると、女子学生が最も多いのは教育学部の2年課程で410名中90名(約22%)、4年課程は498名中33名(6.6%)であった。薬学部も234名中37名(15.8%)で、教育学部に次いで女子学生の比率が高い。

これらの図書館の中央館としての機能は、旧第五高等学校図書館が果たすことになった。その後、総合大学の図書館にふさわしいものとするべく蔵書・刊行物を増加し、特殊文庫資料の購入・寄贈受入などを行ったことにより書庫・閲覧室が狭隘となった。そのため熊本大学期成会の寄附により建て替えることになり、第1期工事の起工式が1956(昭和31)年6月2日に行われた。1957(昭和32)年2月28日に鉄筋コンクリート造3階建(建坪364坪)の新図書館が竣工し、4月12日に移転開館した。当時の蔵書数は和漢書21万8,433冊、和雑誌2,090種類、洋書8万6,685冊、洋雑誌1,419種類となっていた。

更に1961(昭和36)年8月、同じく期成会の寄附による書庫5層が完成した。ただし、これは当初計画の25%にすぎなかったため、増築部分は旧第五高等学校本館を取り壊した跡地に建てることになっていた。しかし、この本館が国の重要文化財に指定され撤去が不可能となったことから、中央館は、黒髪北地区のほぼ中央部に新築されることとなった。工事は1972(昭和47)年着工、翌年1月20日に竣工し、鉄筋コンクリート造3階建の図書館が4月に開館した。

京町と内坪井に置かれていた教育学部分館は、教育学部が黒髪北地区に移転したことに伴い、1960(昭和35)年中央館に統合された。工学部分館は1960年の規則改正により工学部分室と改称され、1992(平成4)年に中央館に統合された。現在は、黒髪北地区に中央館、本荘地区に医学系分館、大江地区に薬学部分館が配置されている。

医学部分館は、当初は附属病院地区にあったが、1961（昭和36）年に本荘中地区の医学部管理棟2階の一部に移転した。1969（昭和44）年に増改築が行われている。2004（平成16）年、医学系分館と改称され、2009（平成21）年には新築された医学教育図書棟へ移転し、現在に至っている。

薬学部分館は、1966（昭和41）年に薬学部事務棟を改築して図書室などが移され、1970（昭和45）年に薬学部教育棟1・2階に移転した。その後1987（昭和62）年に大学院研究棟の1・2階部分に移転し現在に至っている。

注

- 1 以後、大学管理運営方式の政府における検討経過について特に注釈がないものは、黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』（玉川大学出版部、2001年）及び『熊本大学30年史』に依拠。
- 2 「熊本日日新聞」1949年9月13日
- 3 『協議会記録』（熊本大学30年史資料）
- 4 『熊本大学時報』第5号（1950年3月15日）
- 5 『協議会記録』（熊本大学30年史資料）
- 6 『昭和二十六年八月 協議委員会記録』（熊本大学30年史資料）
- 7 規則名は、当初「熊本大学評議会規程」として制定されたが、1957～1959年の間に「熊本大学評議会規則」と改められたようである（『協議会記録』及び『熊本大学学報』）。
- 8 『昭和二十七年八月 協議委員会記録』（熊本大学30年史資料）
- 9 『昭和二十五年七月 協議委員会記録』（熊本大学30年史資料）。なお、『熊本大学30年史』では、30年史刊行当時までこの規約に基づいて部局長会議が行われているとしているが、当時の規則を見ても、この規約が大学の規則として制定された痕跡はない。
- 10 『昭和二十七年八月 協議委員会記録』（熊本大学30年史資料）。文章はすべて原文どおり。
- 11 ただし、その後の記録を見たところでは、1960年代半ばまで、教員の人事案件が協議会や評議会で若干取り上げられているようである。
- 12 『昭和二十七年八月 協議委員会記録』（熊本大学30年史資料）、「熊本大学規則集」（運営基盤管理部所蔵、旧版）
- 13 『熊本大学学報』
- 14 『熊本大学時報』第3号（1950年2月15日）
- 15 『熊本大学30年史』及び『熊本大学時報』第5号（1950年3月15日）
- 16 上掲『時報』第5号では、3月20日に第2回委員会を開催するとしている。また、『部局長会議記録』『協議会記録』（熊本大学30年史資料）によると、6月までに数度、部局長会議又は協議委員会の席上で学則についての審議がなされている。
- 17 『熊本大学30年史』70ページ
- 18 『熊本大学時報』第1号～第8号、「熊本大学規則綴（1）」（熊本大学30年史資料）
- 19 以後特に注釈がない場合は、『熊本大学30年史』92～98ページを参照されたい。
- 20 熊本県議会事務局『熊本県議会史 第五巻』（熊本県議会、1979年）275ページ
- 21 「熊本日日新聞」1949年3月～4月
- 22 以下、施設委員会に関しては『協議委員会 施設委員会記録』（熊本大学30年史資料）に

- よる。
- 23 1949年度の予算細目は現在のところ不明であるが、1949年度途中で大学が発足したことから、研究費が熊本大学として年度当初より配付されたのは1950年度からである。
 - 24 旧制工専・薬専・師範・青年師範及び新制大学の教員数については表3参照。また、旧制医科大学の教員数については、『熊本大学時報』第14号（1951年2月15日）中の「各学部別教員配当数」によると、医学部旧制教員は107名である。
 - 25 「熊本日日新聞」連載「熊本大学 証言でつづる30年」佐々木宗一氏インタビュー及び児島昭次氏インタビュー
 - 26 『熊本大学時報』第14号（1951年2月15日）
 - 27 『協議会記録』（熊本大学30年史資料）
 - 28 大島明秀編『郷土文化研究所記録』（熊本県立大学文学部歴史学研究室、2011年）
 - 29 なお、郷土文化研究所の詳しい構成員や活動内容については、前掲大島『郷土文化研究所記録』を参照されたい。
 - 30 「熊本日日新聞」1948年9月9日
 - 31 「熊本日日新聞」1948年6月12日
 - 32 「熊本日日新聞」1950年2月19日
 - 33 国立療養所菊池恵楓園『百年の星霜 菊池恵楓園創立百周年記念誌』（熊日情報文化センター、2009年）
 - 34 「熊本日日新聞」1953年1月11日。なお、この頃熊本では竜田寮事件（又は黒髪校事件）といわれるハンセン病患者子弟の小学校通学をめぐる問題が起きており、全国的にも波紋を呼んだ。この件に関しては、本学医学部が調査へ協力したほか、鰐淵健之学長及び高橋守雄熊本商科大学長が解決に向けて尽力した。
 - 35 なお、本学とハンセン病の関係については現在、無らい県運動には行政だけではなく熊本大学や県の医師会も関わっているとして、「熊本県『無らい県運動』検証委員会」（2010年度に熊本県が設置）において検証が進められている。
 - 36 『協議会記録』（熊本大学30年史資料）
 - 37 以下水害の概要については、熊本日日新聞情報文化センター『6.26白川水害50年 昭和28年6月26日の記録と記憶 Since1953』（熊本日日新聞社、2003年）、建設省九州地方建設局熊本工事事務所『昭和28年6月出水 白川筋浸水・堆砂状況資料』（建設省九州地方建設局熊本工事事務所、1979年）、新熊本市史編纂委員会『新熊本市史』通史編第8巻現代1（熊本市、1997年）、『熊本大学三十年史』（熊本大学、1979年）を参照した。
 - 38 被害状況については、調査組織・時点で諸説あるが、本稿では前掲『新熊本市史』を参照した。
 - 39 島田四郎編『熊本県大水害写真集』（熊本日日新聞社・熊本県、1953年）
 - 40 前掲『新熊本市史』通史編第8巻現代1 75ページ
 - 41 熊本日日新聞社『熊本県大百科事典』（熊本日日新聞社、1982年）
 - 42 前掲『新熊本市史』通史編第8巻現代1 462ページ
 - 43 「熊本大学新聞」第6号号外（熊本大学新聞会、1953年7月11日）
 - 44 写真及び写真に記録された状態については、「昭和廿八年六月廿六日 水泥石害の実況熊本大学」（熊本大学30年史資料）による。

- 45 熊薬百二十五年史資料収集・企画・編集委員会編『熊薬百二十五年史』（熊本大学薬学部、2011年）及び前掲『昭和28年6月出水 白川筋浸水・堆砂状況資料』
- 46 『昭和二十八年六月廿五日起 六、二六水害日誌 熊本大学事務局』（熊本大学30年史資料）
- 47 「熊本大学新聞」特別号外第4号（熊本大学新聞会、1953年7月2日）
- 48 前掲「熊本大学新聞」特別号外第4号
- 49 「昭和二十五年七月 協議委員会 決議録 熊本大学」（熊本大学30年史資料）。なお、「熊日水害義援金拠出について（1953年9月22日発庶務課文書）」（熊本大学30年史資料）によると、義援金の拠出は喫緊の問題であったが、教職員も被災していたため当初は支払い・徴収ができる状況がなく、当面の分は大学が立て替え、後に教職員の俸給から徴収されていったようである。
- 50 『熊本大学学報』31号（1953年9月15日）。会議は九州大学で開かれ、本学からは庶務課長が参加した。
- 51 「九大事務長宛 災害対策に関する要望等」（熊本大学30年史資料）
- 52 「熊本日日新聞」1953年7月1日
- 53 『熊本大学学報』第30号（1953年7月1日）
- 54 「熊本日日新聞」1953年8月13日
- 55 『熊本大学学報』第31号（1953年9月15日）
- 56 「熊本日日新聞」1953年8月19日
- 57 「熊本日日新聞」1953年7月9日、同1979年連載「熊本大学 証言でつづる30年」創設期57、58
- 58 「熊本日日新聞」1953年7月9日号による。「熊本大学 証言でつづる30年」では、11時までとされている。
- 59 「熊本日日新聞」1979年連載「熊本大学 証言でつづる30年」創設期55、「熊本大学新聞」水害特別号第6号号外（熊本大学新聞会、1953年7月11日）
- 60 『熊本大学30年史』122・123ページ
- 61 佐藤由利子『日本の留学生政策の評価 人材養成、友好促進、経済効果の視点から』（東信堂、2010年）
- 62 「熊本日日新聞」1962年12月16日、1963年3月29日
- 63 ただし、現在熊本大学は会員校ではない。
- 64 『熊本大学60年史 部局史編』998・999ページ
- 65 牧奈良市「医学部付属病院中央診療施設の実現」『同窓会々報』第8号（1964年）67～69ページ